

令和8年陸別町議会3月定例会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和8年3月10日 午前10時00分			議長	久保広幸
	散会	令和8年3月10日 午後3時51分			議長	久保広幸
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲○ 公務欠席を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	濱田正志	○			
	2	三輪隼平	○			
	3	渡辺三義	○			
	4	工藤哲男	○			
	5	中村佳代子	○			
	6	谷郁司	○			
	8	久保広幸	○			
	会議録署名議員	中村佳代子		谷郁司		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 請川義浩			主査 竹島美登里		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町長	本田学	教育長	有田勝彦		
	監査委員	村本和弘	農業委員会長	佐藤直人		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	今村保広	会計管理者	庄野勝政		
	総務課長	丹崎秀幸	町民課長	本間希		
	産業振興課長	菅原靖志	建設課長	山崎誠		
	保健福祉センター次長	空井猛壽	国保児童診療所事務長	（空井猛壽）		
	総務課参事	瀧澤徹	総務課主幹	清水遊		
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教委次長	瀧澤勇二				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	遠藤克博				
選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第4号	陸別町公の施設に係る指定管理者の指定について
4	議案第5号	町道路線の認定について
5	議案第6号	陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
6	議案第7号	令和7年度陸別町一般会計補正予算（第7号）
7	議案第8号	令和7年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
8	議案第9号	令和7年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）
9	議案第10号	令和7年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
10	議案第11号	令和7年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
11	議案第12号	令和7年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第4号）
12	議案第13号	令和7年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
13		令和8年度 町政執行方針・令和8年度 教育行政執行方針
14	議案第14号	陸別町暴力団排除条例の一部を改正する条例
15	議案第15号	陸別町火入れに関する条例の一部を改正する条例
16	議案第16号	陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
17	議案第17号	陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例
18	議案第18号	陸別町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
19	議案第19号	陸別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
20	議案第20号	陸別町行政手続条例の一部を改正する条例

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

○事務局長（請川義浩君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてる、あたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

◎開会宣告

○議長（久保広幸君） ただいまから、令和8年陸別町議会3月定例会を開会します。

庄野会計管理者より午後から退席する旨、報告がありました。

村田産業振興課主幹、水間建設課主幹、前田保健福祉センター主幹、向井保健福祉センター主幹、大鳥居教育委員会主幹より欠席する旨、報告がありました。

会議に先立ち、事前に申し上げます。

本日、町広報に使用するため、町民課広報担当職員による写真撮影を傍聴規則第8条の規定に基づき、議長により許可しておりますので御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（久保広幸君） 町長から、行政報告の申出があります。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 1月23日、第1回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。口頭で1件御報告申し上げます。

2月7日・8日の両日で開催されました、第42回しばれフェスティバルについてであります。道内外から多くの来場者、参加者を迎え、2日間の来場者が約7,500人となり、盛会に開催することができました。

イベント開催中の最低気温は、8日朝、6時43分の氷点下19度でした。来場者、参加者の皆様には、陸別のしばれを十分に体感していただけたものと思っております。このイベントに御支援、御協力、あるいは御参加いただいた多くの皆様に感謝申し上げます。

このほか、お手元に事業・業務・工事等の発注一覧表を配付しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

◎教育関係行政報告

○議長（久保広幸君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申出があります。

有田教育長、登壇願います。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 陸別町議会12月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告につきましては、書面のとおりでありますが、書面の中から1件、御報告いたします。

1月3日、令和8年陸別町はたちの集いをタウンホールで挙行いたしました。対象者29人のうち14人が出席いたしました。式辞の後、本田町長と久保議長から心のこもったお祝いの言葉をいただき、参加者を代表して東雲夢輝さんから決意表明をしていただきました。会場では、久しぶりの再会を懐かしみ、御家族の皆様とともに二十歳の門出をお祝いしたところであります。

以上で教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（久保広幸君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（久保広幸君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久保広幸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、5番中村議員、6番谷議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（久保広幸君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、3月6日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

三輪委員長、登壇願います。

○2番（三輪隼平君）〔登壇〕 令和8年陸別町議会3月定例会の運営について、3月6日に開催しました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

今定例会においては、町長から事前に配付のありました議案は、一般議案3件、条例関係7件、補正予算7会計、新年度予算7会計の合わせて24件であります。

次に、議会関係では、一般質問3名及び発議案1件、委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容などを総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から3月19日までの10日間とし、3月12日から16日までの5日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、3月19日につきましては予備の日とし、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り、会議を開くことに決定しました。

また、当初予算の審議であります。3月11日は予算の説明までとし、審議となる質疑、討論、採決は、3月17日に行うことといたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては、一括して行うことといたしました。

議案第7号から議案第13号までの令和7年度各会計補正予算7件と議案第21号から議案第27号までの令和8年度各会計当初予算7件については、提案理由の説明をそれぞれ一括して受けることといたしました。

なお、従前同様、質疑、討論、採決は、各議案ごとに行うことにいたしましたので、御了承願います。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から3月19日までの10日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月19日までの10日間とすることに決定しました。
次に、お諮りします。

一括議題等、会議の進め方については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

次に、お諮りします。

週休日及び諸般の事情のため、3月12日から3月16日までの5日間は、特別の事情が生じない限り、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、3月12日から3月16日までの間は、休会とすることに決定しました。

◎日程第3 議案第4号陸別町公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長(久保広幸君) 日程第3 議案第4号陸別町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長(本田 学君)〔登壇〕 議案第4号陸別町公の施設に係る指定管理者の指定についてですが、地方自治法第244条の2第6項の規定により、陸別町公の施設に係る指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(久保広幸君) 菅原産業振興課長。

○産業振興課長(菅原靖志君) それでは、議案第4号陸別町公の施設に係る指定管理者の指定について御説明させていただきます。

まず1番目、公の施設。

- (1) 鹿山地区公共草地。
- (2) 登良利地区公共草地。
- (3) 作集地区公共草地。
- (4) ポントマム畜産センター。
- (5) 殖産地区公共草地。

以上の5か所でございます。

陸別町公共草地条例に定める全ての公共草地が対象となっており、合計の仮面積におき

ましては1,250.6ヘクタールでございます。

2番目といたしまして、指定管理者となる団体の名称。

住所、陸別町字陸別東2条1丁目1番地。

団体名、陸別町農業協同組合。

代表者、代表理事組合長、工藤千里であります。

指定管理者の選定に当たりましては、陸別町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づいております。

今回も公募によらない指定管理者の公募選定により行っておりますが、同条例の第5条第4項第1号の「当該施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき」という条文の適用でございます。令和8年2月17日に指定管理者選考委員会を経まして、陸別町農業協同組合を指定管理者の候補としております。

3番目といたしまして、指定管理の期間でございますが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間といたします。

現在、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの指定期間中でございますが、今回は指定期間の満了に伴う指定でございます。

以上で議案第4号の説明といたしますが、以降、御質問にお答えしたいと思いますので、よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第4号陸別町公の施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第5号町道路線の認定について

○議長（久保広幸君） 日程第4 議案第5号町道路線の認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第5号町道路線の認定についてですが、団体営農道

整備事業の完了と林野庁北海道森林管理局十勝東部森林管理署との協議により終点位置が確定したため、当該路線を町道に認定するものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（久保広幸君） 山崎建設課長。

○建設課長（山崎 誠君） それでは、議案第5号町道路線の認定についてを説明させていただきます。

議案集2ページを御覧ください。

道路法第8条第2項の規定により、次の路線を町道に認定するものでございます。

認定する路線につきましては、路線番号164、路線名、取布朱線、起点の位置につきましては、陸別町字陸別原野西一線371番26、終点の位置は、陸別町字トレップシュリクンベツ原野基線11番2となります。

お手元の議案説明書の資料ナンバー1を御覧ください。

箇所図におきまして、起点・終点の位置が示されております。

起点の部分は、北海道が管理しております主要道道津別陸別線との接続となり、終点部分につきましては、林野庁北海道森林管理局十勝東部森林管理署が管理する国有林道との接続となります。

本路線につきましては、団体営農道整備事業にて整備し、これまで農道として管理しておりました。終点部分の国有林道との接続位置につきましては、林野庁北海道森林管理局十勝東部森林管理署との協議により接続位置が確定したことから、当該路線を町道へ認定するものでございます。

議案集2ページ、認定する路線につきましては、ただいま説明したとおりでございます。

以上、議案第5号町道路線の認定についての説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） ただいまの説明で分かったのですが、分からないのは距離なのですけれども、どれくらいの距離で認定されるのですか。

○議長（久保広幸君） 山崎建設課長。

○建設課長（山崎 誠君） 延長につきましては、総延長として1,885.7メートルになります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第5号町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第5 議案第6号陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の
策定について**

○議長（久保広幸君） 日程第5 議案第6号陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第6号陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてですが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） それでは、陸別町過疎地域持続的発展市町村計画について御説明申し上げます。

内容につきましては、先般開催されました議員協議会において御説明させていただいておりますので、重複する部分はできるだけ割愛し、簡略に説明させていただくことを御了承いただきたいと思います。

初めに、概要を申し上げます。

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定するものでございます。この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して定位にある地域、いわゆる過疎地域でございりますが、これが持続的に発展していくための取組を計画的に進めることを目的としております。

陸別町の人口も、国勢調査では昭和30年の8,763人をピークに減少が続いており

まして、令和2年には2,264人となり、ピーク時の7割以上が減少となっております。また、若年層の町外流出や少子高齢化の進展により、地域産業の後継者不足や地域活力の低下が深刻な課題となっております。

このような状況の中、過疎法に基づく本計画は、陸別町が持続的に発展していくための羅針盤として、極めて重要な位置づけとなるものでございます。

次に、過疎対策事業債の活用について説明申し上げます。

この計画に基づいて事業を実施する際には、財政的に極めて有利な過疎対策事業債を借入することができます。この過疎債は、元利償還金の70%が普通交付税で措置されるという地方自治体にとって非常に有利な起債でございます。実質的な町の負担は約30%となり、通常の起債と比較して大幅に財政負担が軽減されるものでございます。

また、ハード事業のみならずソフト事業についても過疎債の対象となっており、移住・定住対策、産業振興、子育て支援、高齢者福祉など、地域の実情に応じた幅広い施策展開が可能となっております。

本計画におきましても、ハード・ソフト両面から総合的な施策を盛り込んでおり、限られた財源を有効に活用しながら、地域の持続的発展を目指してまいります。

次に、計画の策定経過についてです。

本計画の策定に当たりましては、第6期陸別町総合計画を基に、全般的には、前回計画（令和3年度から令和7年度）を踏襲した上で、現状の把握やその対策など、周辺地域、国内外の情勢を踏まえて、役場内の各課において計画書の本文、事業計画などについて時点修正を行い、必要な事業について計画を策定しております。

この計画につきましても、法の規定に基づき、北海道に対し協議を行い、協議の内容に意義がない旨の回答を本年2月4日付で得ております。また、陸別町まちづくり推進会議にも諮問を行い、本計画の策定について適当と認める旨の答申をいただいているところであります。

なお、この計画の内容につきましても、今後、地域の変化、社会の変化などに伴い、この計画に掲載されていない緊急を要する事業などが生じた場合には、軽微な変更を除き、北海道知事との協議をした上で、随時、議会の議決をいただきながら計画を変更し、事業を進めていきたいと考えております。

それでは、別冊の計画書を御覧ください。

1枚めくっていただいて、目次の部分になります。

この計画書の形態としましては、基本的には国から示されたひな形により作成しております。施策区分等についても、国から示された区分でありまして、北海道が策定した過疎地域持続的発展方針にも沿った内容となっております。

したがいまして、前回計画と同様に、1番目で「基本的な事項」として陸別町の過疎地域としての概要を説明し、2番目の「移住・定住」から13番目の「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」までにおいて、それぞれの現況と問題点・その対策、事業計画の

三つの区分により掲載しております。

具体的には、この目次のとおり、13の項目で構成されております。

項目を読み上げます。

- 1、基本的な事項。
- 2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成。
- 3、産業の振興。
- 4、地域における情報化。
- 5、交通施設の整備、交通手段の確保。
- 6、生活環境の整備。
- 7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進。
- 8、医療の確保。
- 9、教育の振興。
- 10、集落の整備。
- 11、地域文化の振興等。
- 12、再生可能エネルギーの利用の推進。
- 13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項。

このようになっております。

全計画からの主な変更点としましては、これも既に議員協議会で説明させていただいておりますが、本計画の16ページ上段になります。

16ページの産業の振興の部分でございますが、Jクレジットを追加してございます。「森林環境譲与税やJクレジットを活用し、森林整備をどのように進めていくか検討する必要がある」というような文言を追加させていただいております。

次に、飛びまして27ページになります。

27ページでは、ごみ処理としまして、十勝圏複合事務組合による新施設の供用開始についてを記載しております。

また、少し飛びまして50ページになります。

②の部分でございますが、地域イメージの形成とシビックプライドの醸成としまして、町民が町に対する誇りを持つことの重要性を明確にしております。

次のページ、対策の項目におきましても、「町民・行政が一体となって誰もが認識する陸別らしいイメージとして定着させる」という文言を追加しまして、「日本一寒い町」、「星空の町」を積極的に発信し、町外への認知度向上を図りますと、より具体的な方針を示しております。

ここで言っているシビックプライドとは、単なる郷土愛だけではなく、町民が自分たちの町に誇りを持ち、よりよい町にしていこうという当事者意識を示すものでございます。

人口減少が続く中、町民一人一人が陸別町に誇りを持ち、まちづくりに主体的に関わっていただくことが地域の持続的発展には不可欠であるとの認識から、今回、新たに盛り込

んだものでございます。

次に、主な事業です。

それぞれの施策分ごとに表形式で各ページに掲載しております。ハード事業として、道路・橋りょうや配水管の整備、あるいは各公共施設の改修事業などを盛り込んでおります。

冒頭で申し上げましたとおり、細かい説明は割愛させていただきますが、そのほかとして、主な事業を御紹介させていただきます。53ページになります。

ハード事業以外のソフト事業について、特別事業分として、移住交流対策事業、酪農ヘルパー事業、畜産バイオガス事業、豊かな森づくり推進事業、民有林造林促進事業、小規模企業等振興事業、しばれフェスティバル開催事業、地域交通利用促進交付金交付事業、出産子育て支援祝い金事業、地域子育て支援拠点事業、子ども医療費助成事業、生きがいホーム通所事業など、これらの事業は、いずれも本町の持続的発展に不可欠なものであり、過疎債を有効に活用しながら着実に推進してまいります。

最後に、計画期間と今後の取組について御説明申し上げます。

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年でございます。この5年間は、本町にとって極めて重要な期間となります。人口減少や少子高齢化がさらに進行することが予想される中、本計画に基づく各種施策を着実に実施し、持続可能な地域社会の基盤を構築していかなければなりません。

本計画の達成状況につきましては、毎年度、事業の進捗状況を把握し、必要に応じて見直しを行ってまいります。また、計画期間終了後には、総合的な評価を実施し、次期計画の策定に活かしてまいります。

以上、令和8年度から令和12年度を期間とする陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、議案第6号陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての質疑を行います。

この質疑は、それぞれのページごとに区切って行います。

初めに、基本的な事項、1ページから12ページまで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、13ページから、7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、39ページまで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、8、医療の確保、40ページから、13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項、52ページまで、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、計画(令和8年度から令和12年度)過疎地域持続的発展特別事業分、53ページから最終54ページまで、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 以上でページを区切った質疑は終わりましたので、次に、過疎地域持続的発展市町村計画全般についての質疑を行います。質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番(中村佳代子君) 今回の計画については、委託費として572万円ほどかかっているのではないかと思うのですが、それでよろしいか、まずお聞きします。

○議長(久保広幸君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時31分

○議長(久保広幸君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

丹崎総務課長。

○総務課長(丹崎秀幸君) ただいまの質問でございますが、本計画の策定について委託料等は発生しておりません。

○議長(久保広幸君) 5番中村議員。

○5番(中村佳代子君) 現状と問題、その対策、そして計画と分かれていますけれども、その対策に対する計画のボリュームが少ないように感じていて、計画だけ見ると内容がよく分からないといえますか、いろいろなところの計画を見させていただくと、計画のほうに内容というか問題点などを含めて、この計画は何をする、これをするというのを書いているところもあると思うのですが、いろいろなことを対策に書いているのですが、それが計画として反映されている部分がどこなのかというのが少し分かりにくいと思うのです。それは、今回のこの計画に反対するものではなくて、今後また5年後にまたつくるときにそういう形を考えていってはどうかと思っています。

あと、最後に、53ページの計画の中ですけれども、番号にずれが生じていまして、区分の1、2の後が4になっているのですけれども、それも訂正が必要かなと思いますけれども、お伺いいたします。

○議長(久保広幸君) 丹崎総務課長。

○総務課長(丹崎秀幸君) ただいま、2点御質問いただきました。

まず一つ目の各区分ごとの計画が少々分かりにくいところがあるのではないかという御質問だと思いますが、こちらの計画の表は、確かに事業名、事業内容が少々分かりにくい部分があるのかなと思いますが、これは5か年の間に各年度において予算をそれぞれ、その都度必要となる予算を計上させていただきまして、その中で具体的な施策内容、事業内容については説明をさせていただき運びとなっております。

本計画は、5年分の計画を一度に立てるわけでございますので、ある程度幅を持たせた

中で執り進めさせていただいておりますので、このような記載になっていることを御了承
いただきたいと思います。

それから、二つ目の53ページの表の番号の御質問だと思いますが、持続的発展施策区
分というのが国のひな形で示されておりまして、区分番号3は、当町は特別事業分を計画
していないことから、3番が飛んでおりまして、区分としましては目次の区分等を御参照
いただきたいと思いますのですが、一応3番目の区分というのが実際には存在しておりまし
て、たまたまこの5か年の中では計画がないということで、番号が飛んでいる状態でござ
います。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第6号陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを採決しま
す。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第7号令和7年度陸別町一般会計補正予算（第
7号）

◎日程第 7 議案第8号令和7年度陸別町国民健康保険事業勘定
特別会計補正予算（第2号）

◎日程第 8 議案第9号令和7年度陸別町国民健康保険直営診療
施設勘定特別会計補正予算（第3号）

◎日程第 9 議案第10号令和7年度陸別町介護保険事業勘定特
別会計補正予算（第3号）

◎日程第10 議案第11号令和7年度陸別町後期高齢者医療特別
会計補正予算（第2号）

◎日程第11 議案第12号令和7年度陸別町簡易水道事業会計補
正予算（第4号）

◎日程第12 議案第13号令和7年度陸別町公共下水道事業会計

補正予算（第3号）

○議長（久保広幸君） 日程第6 議案第7号令和7年度陸別町一般会計補正予算（第7号）から、日程第12 議案第13号令和7年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第3号）まで、7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第7号令和7年度陸別町一般会計補正予算（第7号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,127万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億6,680万円とするものであります。

続きまして、議案第8号令和7年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ81万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,475万円とするものであります。

続きまして、議案第9号令和7年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,220万6,000円とするものであります。

続きまして、議案第10号令和7年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,783万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第11号令和7年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ147万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,242万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第12号令和7年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第4号）ですが、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を簡易水道事業収益から588万4,000円を減額し1億4,326万円に、簡易水道事業費用から762万円を減額し1億4,280万7,000円とし、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を資本的収入から787万5,000円を減額し3,974万1,000円に、資本的支出から322万9,000円を減額し6,736万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第13号令和7年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第3号）ですが、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を下水道事業収益から323万3,000円を減額し1億3,338万1,000円に、下水道事業費用から373万円を

減額し1億3,360万9,000円とし、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を資本的収入に96万8,000円を追加し4,480万5,000円に、資本的支出から139万8,000円を減額し6,222万8,000円とするものであります。

以上、議案第7号から議案第13号まで、7件を一括提案いたします。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第7号から議案第13号まで一括で説明させていただきます。

初めに、今回の補正予算につきましては、各会計共通しまして、事務事業の確定または確定見込みなどによる減額が主な補正予算となっております。これらの減額に係る項目の説明につきましては、簡略に説明させていただきます。

それでは、議案第7号から始めたいと思います。

議案第7号、議案書1ページをお開きください。

議案第7号令和7年度陸別町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加、変更は、「第4表地方債補正」による。

それでは、23ページ、歳出から説明いたします。

2、歳出。

1款議会費1項1目議会費マイナス138万4,000円。こちら8節旅費から13節使用料及び賃借料まで、いずれも確定または確定見込みによる減となります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費82万2,000円。11節役務費はマイナス25万3,000円、こちら職員研修にかかる講師を職員が務めたため減額とするものです。18節負担金補助及び交付金、北海道自治体システム協議会マイナス171万6,

000円、こちら標準化・共通化に伴うシステム改修事業でございますが、令和8年度に先送りとなったため、本年度予算の歳入歳出を減額し、令和8年度予算で新たに計上するものでございます。地方公共団体情報システム機構279万1,000円、こちらは社会保障税番号運用に伴う中間サーバーの機器更新であり、全額国庫補助となります。

24ページ、2目文書広報費10節需用費マイナス31万9,000円、広報紙印刷費用で実績見込みであります。11節役務費20万2,000円、庁舎の郵便料等で不足が見込まれるものでございます。

5目財産管理費2億6,923万8,000円。10節需用費は燃料費49万8,000円、こちら庁舎の燃料費で実績見込みによるものでございます。12節委託料マイナス1,024万8,000円、光ケーブルの移設事業ほかの確定によるものでございます。14節工事請負費マイナス648万6,000円、ルナコートの暖房改修、庁舎のLED改修などで確定によるものでございます。

24節積立金2億8,547万4,000円、事業の確定または確定見込みによる減額分、その他、普通交付税、繰越金、ふるさと納税分などを各基金へ積立てするものです。財政調整基金が予算積立で1億9,000万円。減債基金が予算の積立で1,042万5,000円、こちらは交付税の再算定のときに臨時財政対策債の償還費分として算定されたものが含まれております。ふるさと整備基金、ふるさと納税34件、指定寄附1件、企業版1件、153万3,000円。いきいき産業支援基金、ふるさと納税17件、指定寄附1件、企業版1件、164万5,000円。25ページ、ふるさと銀河線跡地活用等振興基金、ふるさと納税24件、35万5,000円。町有林整備基金、ふるさと納税12件、19万3,000円。地域福祉基金、予算積立が5,000万円、ふるさと納税10件、5,013万3,000円。給食センター管理運営基金、予算積立3,000万円、ふるさと納税23件、3,033万円。スポーツ振興基金、ふるさと納税2件、2万7,000円。地球温暖化対策基金、ふるさと納税62件、83万3,000円。

6目町有林野管理費マイナス352万8,000円。1節報酬から3節職員手当等は森林作業員の報酬であり、確定見込みによる減でございます。11節役務費マイナス285万5,000円、植栽・下刈り・間伐等の確定による減です。

7目企画費681万8,000円。8節旅費は実績見込みによります。18節負担金補助及び交付金、いずれも実績見込みによる増減です。新しい地方経済・生活環境創生交付金事業負担金マイナス100万円、こちら該当案件がございませんでした。26ページ、通学定期差額補助事業マイナス272万9,000円、現在利用者17名でございます。移住定住促進住宅建設等補助マイナス942万5,000円、今のところ改修7件の予定でございます。地域間幹線系統路線維持費補助金、こちらバス会社への運営支援で2,369万7,000円。資料ナンバー3を御覧いただきたいと思います。十勝バス、北見バスに対し、陸別線にかかる赤字分を沿線自治体で負担するものであり、負担額は十勝バス1,473万8,000円、北見バス895万9,000円となります。景観形成事業補助

金マイナス350万円、建物解体3件の見込みです。地域間バス利用促進事業51万円。

11目交流センター管理費14節工事請負費マイナス20万5,000円、LED改修工事の確定です。

12目銀河の森管理費マイナス71万5,000円。1節報酬から12節委託料まで、いずれも確定見込みです。

27ページ、2項徴税費1目税務総務費マイナス6万3,000円。8節旅費から18節負担金補助及び交付金まで、いずれも確定による減です。

3項1目戸籍住民基本台帳費マイナス80万4,000円。10節需用費マイナス5万8,000円、こちらは戸籍電算化事業に伴う印刷費などがございます。12節委託料マイナス20万6,000円、住民基本台帳用の機器分でございます。

28ページ、5項統計調査費1目指定統計調査費マイナス54万4,000円。いずれも1節報酬から13節使用料及び賃借料まで、確定見込みでございます。

6項1目監査委員費10節需用費マイナス1万7,000円、確定見込みによるものがございます。

29ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費マイナス2,003万7,000円。10節需用費24万5,000円、からまつハウスの共有部分の電気料で、実績見込みです。14節工事請負費マイナス4万2,000円、からまつハウスのLED改修分の確定です。19節扶助費は全て実績見込みによる減であり、対象経費の75%が国・道からの助成となります。27節繰出金マイナス64万1,000円、各特別会計への繰出金でございます。

2目老人福祉費マイナス275万5,000円。8節旅費から、30ページ、19節扶助費まで、いずれも確定または確定見込みによる減です。19節扶助費マイナス200万円の減は、他町への養護老人ホーム入所措置分です。

3目後期高齢者医療費27節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金マイナス149万1,000円。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費マイナス60万7,000円。7節報償費から19節扶助費まで、確定見込みによる減です。19節扶助費の障害者介護給付費は児童発達支援及び放課後デイの費用であり、実績見込みによるものです。

31ページ、2目児童福祉施設費14節工事請負費マイナス26万2,000円、保育所LEDの改修工事確定によるものです。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費マイナス194万3,000円。7節報償費から20節貸付金まで、確定見込みによるものです。貸付金の利用者はおりませんでした。

2目保健衛生施設費14節工事請負費マイナス11万円、保健センターのLED改修分です。

32ページ、3目予防費マイナス335万4,000円。7節報償費から19節扶助費

まで、確定見込みによる減です。謝礼金は、歯科衛生士等の分でございます。22節償還金利子及び割引料4万6,000円は、令和6年度の母子保健衛生費補助金の精算分です。

4目環境衛生費マイナス3万3,000円。1節報酬マイナス13万6,000円、臨時作業員の報酬で、確定によるものです。10節需用費は火葬場の燃料及び光熱費であり、実績見込みによる増であります。

5目診療所費27節繰出金マイナス5万5,000円、診療所特別会計への繰出金です。

33ページ、3項水道費1目専用水道費マイナス27万7,000円。12節委託料から17節備品購入費まで、確定見込みによる減です。17節備品購入費は、水道メーターの分であります。

2目水道費27節繰出金マイナス1,266万3,000円、簡易水道事業会計への繰出金です。

5款労働費1項労働諸費2目雇用対策費18節負担金補助及び交付金、地元雇用促進事業マイナス288万円の減。こちら確定によるもので、対象12名でございました。

34ページ、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費マイナス24万3,000円。8節旅費から11節役務費まで、実績見込みによる減です。

3目農業振興費12節委託料、農地情報管理システム整備事業マイナス98万7,000円は、当初、農業振興地域整備計画修正業務を予定しておりましたが、修正箇所が大幅に増加したため、大きく予算に不足を生じることとなりましたので、今年度の執行は見合わせ、全額減額とし、令和8年度予算で改めて再計算し、計上し直すこととなります。

5目農地費マイナス70万7,000円。12節委託料マイナス190万3,000円は、農道中トマム中央幹線の楽農橋の橋梁点検等です。18節負担金補助及び交付金、道営土地改良事業地元負担金マイナス13万5,000円は、トマム第2地区農道整備事業の確定です。草地畜産基盤整備事業負担金149万4,000円は、道営陸別第2地区地元負担分で、道の事業確定に伴うものです。北海道土地改良事業団体連合会負担金2,000円も同じく事業の確定によるものでございます。

35ページ、6目営農用水管理費マイナス87万7,000円。12節委託料から21節補償補填及び賠償金まで、事業確定見込みによるものでございます。17節備品購入費は、水道メーターです。18節負担金補助及び交付金、道営土地改良事業地元負担金マイナス14万1,000円。こちら資料ナンバー5-1を後ほど御覧いただきたいと思えます。

8目農畜産物加工研修センター管理費マイナス84万6,000円。14節工事請負費マイナス29万5,000円は、LED改修工事分です。15節原材料費マイナス55万1,000円は、加工製品の製造用原材料となります。

36ページ、2項林業費1目林業振興費マイナス696万円。14節工事請負費マイナ

ス 9 2 万 5, 0 0 0 円は、宇遠別地区小規模治山事業でございます。1 8 節負担金補助及び交付金、民有林造林促進事業マイナス 6 0 0 万円、こちら確定によるものです。

3 目林道新設改良費 1 4 節工事請負費マイナス 1 3 万 2, 0 0 0 円は、林道の法面補修工事の確定です。

7 款商工費 1 項商工費 4 目公園費 1 4 節工事請負費マイナス 1 3 万 5, 0 0 0 円、駅前多目的広場等の LED 改修工事分です。

3 7 ページ、8 款土木費 2 項道路橋りょう費 1 目道路橋りょう総務費 1 7 節備品購入費マイナス 1, 6 1 7 万円、除雪ドーザの購入確定分です。

2 目道路維持費 1 4 節工事請負費マイナス 2 2 2 万 2, 0 0 0 円、町道ペンケクンベツ原野線道路整備事業分でございます。

3 目橋りょう維持費マイナス 1, 0 8 4 万 9, 0 0 0 円。1 2 節委託料マイナス 4 2 5 万 7, 0 0 0 円は橋梁に係る保守設計等であります。1 4 節工事請負費マイナス 6 5 9 万 2, 0 0 0 円、斗満橋ほかの橋りょう補修工事分でございます。

4 目道路新設改良費マイナス 3 1 万 1, 0 0 0 円。こちら 8 節旅費から 1 8 節負担金補助及び交付金まで、確定見込みによるものでございます。

3 8 ページ、3 項河川費 1 目河川総務費 1 4 節工事請負費マイナス 2 7 万 5, 0 0 0 円、普通河川豊作川ほかの補修工事分です。

4 項住宅費 1 目住宅管理費 1 2 節委託料マイナス 1 4 万 1, 0 0 0 円、新町団地の駐車場整備分ほかであります。

2 目住宅建設費 1 4 節工事請負費マイナス 2 9 9 万 2, 0 0 0 円、町営住宅の屋根塗装工事分であります。

3 9 ページ、5 項 1 目下水道費 2 7 節繰出金、公共下水道事業会計への繰出金マイナス 4 9 2 万 8, 0 0 0 円。

9 款消防費 1 項 1 目消防費マイナス 2 8 6 万 2, 0 0 0 円。1 節報酬から 1 8 節負担金補助及び交付金まで、いずれも確定及び確定見込みによる減です。1 7 節備品購入費マイナス 1 0 万 8, 0 0 0 円は、新入消防団員用の被服分です。

4 0 ページ、1 0 款教育費 1 項教育総務費 3 目教育振興費マイナス 3 2 万 1, 0 0 0 円。3 節職員手当等から 1 2 節委託料まで、いずれも確定見込みによるものです。

4 1 ページ、2 項小学校費 1 目学校管理費 9 9 万 4, 0 0 0 円の増になります。1 0 節需用費、燃料費 7 5 万 1, 0 0 0 円及び光熱水費 2 4 万 3, 0 0 0 円は、小学校の暖房料及び電気料で、共に実績見込みにより不足が生じるため、補正します。

2 目教育振興費マイナス 6 1 万 8, 0 0 0 円。1 8 節負担金補助及び交付金マイナス 5 0 万 7, 0 0 0 円は、給食費補助事業の確定です。1 9 節扶助費、就学援助費マイナス 1 1 万 1, 0 0 0 円、こちらも確定です。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 0 時 5 9 分

再開 午前11時15分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、41ページから行いたいと思います。

3項中学校費1目学校管理費マイナス46万3,000円。10節需用費の燃料費39万9,000円、光熱水費がマイナス12万7,000円ですが、共に校舎用でありまして、実績見込みによる増減です。12節委託料、実施設計マイナス63万7,000円、中学校校舎のLED実施設計実施分でございます。

42ページ、2目教育振興費マイナス85万1,000円。18節負担金補助及び交付金の制服購入費助成事業マイナス10万6,000円は、6名の実績であります。19節扶助費、就学援助費マイナス43万5,000円、確定見込みによる減です。

4項社会教育費1目社会教育総務費マイナス137万9,000円。1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで、確定見込みによる減です。12節委託料、道内英語研修派遣事業マイナス60万9,000円は、当初21名計上しておりましたが、実績で11名です。43ページ、18節負担金補助及び交付金、PTA活動推進事業については、PTA連合会の解散により全額減額となります。

5項保健体育費1目保健体育総務費8節旅費マイナス11万4,000円、確定見込みです。

2目体育施設費マイナス640万2,000円。1節報酬から3節職員手当等は、プール等の臨時管理人、臨時作業員の報酬です。10節需用費26万6,000円は、スケートリンクにかかる電気料の実績見込みによる増です。44ページ、12節委託料、基本・実施設計マイナス484万円は、町民プールの改修設計業務の確定です。

3目学校給食費マイナス116万4,000円。10節需用費から12節委託料まで、いずれも実績見込みです。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費2目林業用施設災害復旧費8節旅費は、確定による減です。

45ページ、12款公債費1項公債費2目利子22節償還金利子及び割引料22万5,000円、こちら令和6年度の地方債の借入れの確定による増です。

46ページから50ページにかけて給与費明細書をつけてありますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

12ページ、歳入に移りたいと思います。

1、歳入。

1款町税1項町民税1目個人1節現年課税分665万円、収納率99.5%を見込んでおります。

2目法人1節現年課税分125万1,000円、確定見込みです。

2項1目固定資産税1節現年課税分53万円、こちら収納率99.8%を見込んでおり

ます。2節滞納繰越分42万5,000円は、確定見込みです。

3項軽自動車税2目種別割1節現年課税分マイナス24万6,000円も確定見込みです。

13ページ、10款地方交付税1項1目1節地方交付税、普通地方交付税1億4,084万1,000円。普通地方交付税の総額が確定額と同額の21億5,524万4,000円でございますので、特別地方交付税は2億円を計上しておりますので、交付税総額は23億5,524万4,000円となります。

12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金1節農業費分担金、道営草地畜産基盤整備事業分担金118万5,000円、確定によるものです。

2項負担金1目民生費負担金1節社会福祉費負担金マイナス52万6,000円。老人福祉施設入所措置費等徴収金の確定見込みです。

13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料1節行政財産使用料マイナス77万4,000円、天文台の総合観測室にかかる電気料相当分でございます。

2目民生使用料3節福祉住宅使用料マイナス45万円、からまつハウス分であります。

14ページ、4目農林水産使用料2節営農用水使用料マイナス20万9,000円、トラリ地区の営農用水の実績見込みです。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金1節社会福祉費負担金マイナス959万3,000円、いずれも事業の2分の1の歳入であり、実績見込みです。同様に、道負担金も補正となっております。2節児童福祉費負担金マイナス9万6,000円、児童発達支援分、放課後デイの実績見込みです。

2項国庫補助金1目総務費補助金1節総務管理費補助金、社会保障・税番号制度導入整備費補助金279万1,000円、社会保障・税番号制度に係る改修費分で、こちら同額の歳出分があります。デジタル基盤改革支援補助金マイナス171万6,000円、こちらが歳出で説明しました令和8年度に持ち越しとなる事業のため、今回減額します。

15ページ、2目民生費補助金1節社会福祉費補助金、地域生活支援事業費補助金マイナス9万6,000円、補助率2分の1で、確定によるものです。

4目農林水産業費補助金1節農業費補助金マイナス190万3,000円、こちら橋梁点検事業の確定によるものです。

5目土木費補助金1節道路橋りょう費補助金、除雪ドーザ購入分でマイナス831万9,000円。橋りょう長寿命化修繕事業分が403万3,000円で、こちらも確定となります。

6目教育費補助金1節小学校費補助金、特殊教育就学奨励費補助金7,000円、2節中学校費補助金、特殊教育就学奨励費補助金マイナス5万9,000円、両方とも確定によるものでございます。

15款道支出金1項道負担金1目民生費負担金1節社会福祉費負担金マイナス505万7,000円、道負担金の確定によるものでございます。16ページ、2節児童福祉費負

担金、障害者介護給付費負担金マイナス4万8,000円、児童発達支援、放課後デイに係る実績見込みであります。

2項道補助金2目民生費補助金1節社会福祉費補助金、地域生活支援事業費補助金マイナス4万8,000円、補助率4分の1の確定です。冬季生活支援事業補助金25万円、こちら高齢者への商品券支給事業であり、当初見込みより増額交付となったものでございます。

4目農林水産業費補助金1節農業費補助金34万9,000円、いずれも確定見込みによるものです。2節林業費補助金、森林環境保全整備事業補助金36万4,000円、こちら過年度事業分も含めまして、確定額になります。小規模治山事業補助金マイナス48万3,000円、確定によるものです。

5目教育費補助金1節教育総務費補助金、地域学校協働活動事業マイナス1万6,000円、こちら確定です。

17ページ、3項委託金1目総務費委託金4節統計調査費委託金マイナス62万1,000円、こちら国勢調査ほかによる交付額の確定です。

3目農林水産業費委託金1節農業費委託金4万1,000円、こちら道営事業に係る監督費の補助委託金で、確定によるものです。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金504万8,000円。内訳につきましては、歳出の24から25ページの積立金のところで説明させていただきましたので、省略させていただきます。1節総務費寄附金208万円、内訳がふるさと整備資金153万2,000円、ふるさと銀河線跡地活用等振興資金35万5,000円、町有林整備資金19万3,000円。2節農林水産業費寄附金、いきいき産業支援資金164万5,000円。3節教育費寄附金、給食センター管理運営資金33万円、スポーツ振興資金2万7,000円。4節民生費寄附金、地域福祉資金13万3,000円。5節衛生費寄附金、地球温暖化対策資金83万3,000円。

18ページ、18款繰入金2項基金繰入金、対象事業の確定に伴い、各基金の繰入額を減額するものでございます。

3目1節ふるさと整備基金繰入金マイナス1,160万円。

4目1節いきいき産業支援基金繰入金マイナス260万円。

12目1節地球温暖化対策基金繰入金マイナス30万円。

19款繰越金1項1目繰越金1節前年度繰越金6,487万8,000円、前年度繰越金の全額であります。

19ページ、20款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目1節延滞金、町税延滞金23万4,000円。

3項貸付金元利収入3目1節奨学資金貸付金収入316万5,000円、確定見込みです。

4項雑入2目1節弁償金、損害賠償金マイナス78万3,000円、光ファイバーの修

繕による損害賠償金で、確定によるものです。

3目雑入3節高齢者福祉施設負担金マイナス55万4,000円、福寿荘入居者の実費負担金の確定分です。4節学校給食費等マイナス153万3,000円、合計で4万944食の見込みです。8節雑入マイナス558万4,000円は、確定または確定見込みによるものでございます。20ページの支障物件移設補償費マイナス545万9,000円につきましては、道営事業に伴う光ファイバーの移設補償費で、確定です。

21款町債、町債につきましては、いずれも確定または確定見込みによるもので、当該事業名と金額は、説明欄を御覧いただきたいと思います。

1項町債1目1節総務債、5事業でマイナス460万円。その中で、確定申告受付支援システム導入事業230万円とございますが、これはデジタル活用推進事業債の利用であります。

2目1節民生債、3事業でマイナス60万円。

3目衛生債1節保健衛生債、1事業でマイナス10万円。

4目農林水産業債1節農業債、4事業でマイナス60万円。陸別地区草地畜産基盤整備事業、トマム第2地区農道整備事業は、道営事業の確定によるものであります。21ページ、2節林業債、2事業でマイナス70万円。

5目1節商工債マイナス10万円、公園施設LED改修事業の確定です。

6目土木債1節道路橋りょう債、6事業でマイナス1,510万円、確定による減です。

7目1節消防債960万円、防災情報通信整備事業980万円はJアラートの機器更新事業であり、緊急防災・減災事業債の対象範囲の拡大により今回該当となったため、計上するものです。

8目教育債1節体育施設債マイナス480万円、水泳プール改修設計業務です。

22ページ、補正額合計はマイナス1,700万円となります。

以上で歳入を終わりました、6ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正であります。

追加分。

上から、2款総務費1項総務管理、ふるさと銀河線りくべつ鉄道管理事業2,997万5,000円。

3款民生費2項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当40万円、こちら国が定める物価高対応事業で、児童1人当たり2万円の支給事業であります。年度内に支給できない分が発生するため、その部分を繰り越しします。

6款農林水産業費1項農業費、道営農道整備事業トマム第2地区1,715万4,000円、年度内に改良しない部分を繰越します。

次に、7ページを御覧ください。

第3表債務負担行為補正であります。

追加分。

左から事項、期間、限度額となります。

1行目の役場庁舎警備・清掃等委託業務から、8ページの陸別町給食センター給食調理等委託業務まで、全部で31件ございますが、いずれも4月1日から業務を開始するため、3月中の入札が必要となるための債務負担行為であり、事項、期間、限度額は記載のとおりであります。

次に、9ページを御覧ください。

第4表地方債補正であります。

いずれも、歳入で説明させていただきました金額が反映されています。

まず追加分でございますが、今回の補正予算で新たに借入れする事業が2件あります。

公共事業等のトマム第2地区農道整備事業で、限度額1,570万円、補正予算債でございます。確定申告受付支援システム導入事業は、限度額230万円でデジタル活用推進事業債。

起債の方法は、普通貸借または証券発行、利率は4%以内、償還の借入れに係る諸条件は、表に記載のとおりであります。

次に、変更分でございます。

事業確定による限度額の変更、起債種別の変更であります。

一般単独事業（緊急防災・減災事業）の中段でございます、防災情報通信整備事業530万円から1,510万円の限度額の変更につきましては、先ほど説明させていただきましたJアラートの機器更新事業の業務分980万円が新たに対象となったので、追加しています。

次に、11ページ中段の過疎対策事業のトマム第2地区農道整備事業については、限度額5,620万円から4,030万円に変更となっています。こちらも先ほど説明しました公共事業等の補正予算債で1,570万円を記載しております。

その他の限度額の変更箇所については、確定による増減ですので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で議案第7号の説明を終わります、続きまして、議案第8号の説明をしたいと思います。

議案書1ページを御覧ください。

令和7年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

6ページ、歳出をお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費17節備品購入費マイナス87万4,000

円。医療・介護系システムの業務端末で当初更新を予定していましたが、現有の機種で延長使用が可能となったため減額するものです。24節積立金2,000円、国保基金の利子の確定です。

2款保険給付費1項療養諸費2目療養費18節負担金補助及び交付金、療養費マイナス2万6,000円、3目審査支払手数料11節役務費、医療費審査支払等2万6,000円、いずれも確定見込みによるものです。

7ページ、3款国民健康保険事業費納付金、この3款につきましては、いずれも確定によるものです。

1項1目医療給付費分18節負担金補助及び交付金、国保事業費納付金がマイナス38万6,000円、2項1目後期高齢者支援金等分18節負担金補助及び交付金、がマイナス4,000円、3項1目介護納付金分18節負担金補助及び交付金がマイナス2,000円、確定によるものです。

8ページ、6款保健事業費2項1目保健事業費7節報償費、健康業務の謝礼でマイナス8万8,000円、確定見込みです。記念品1万7,000円、こちら保険者努力支援に係る事業奨励用の記念品で、確定見込みによります。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目保険給付費等交付金償還金22節償還金利子及び割引料35万3,000円、こちら前年度分の精算分になります。

3目特定健康診査等負担金償還金22節償還金利子及び割引料39万4,000円で、前年度分の精算です。

9ページ、2項繰出金1目直営診療施設勘定繰出金27節繰出金マイナス23万1,000円、国保調整交付金の確定によるものでございます。

続いて4ページ、歳入を御覧ください。

1款国民健康保険税1項1目国民健康保険税1節現年課税分322万円。こちら医療分から高齢者支援分まで、いずれも賦課後の見込額であります。

3款道支出金1項道負担金1目保険給付費等負担金2節保険給付費等交付金（特別交付金）マイナス55万1,000円、特別調整交付金ほかの確定によるものです。

4款財産収入1項財産運用収入1目1節利子及び配当金2,000円、基金利子の確定によるものです。

5ページ、5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節保険基盤安定繰入金71万1,000円、2節未就学児均等割保険料繰入金5万3,000円、3節事務費繰入金マイナス87万1,000円、こちら、いずれも確定によるものとなります。

2項基金繰入金1目1節国民健康保険基金繰入金マイナス464万9,000円、基金繰入れで、歳入歳出の差引額を調整しております。これにより、令和7年度末の基金残高でございますが、約1,487万1,000円となります。

6款繰越金1項1目繰越金1節前年度繰越金126万6,000円、全額を予算計上しております。

以上で議案第8号の説明を終了し、続いて、議案第9号を説明したいと思います。

議案書1ページを御覧ください。

令和7年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

6ページ、歳出からやりますのでお開きください。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費17節備品購入費マイナス28万6,000円、電子カルテシステム購入分の確定です。

続いて、5ページ、歳入を御覧ください。

4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金、財政対策分マイナス5万5,000円、こちら財源の調整によるものでございます。

2目1節国保事業勘定特別会計繰入金、へき地診療所運営費分マイナス23万1,000円、こちら、先ほどの電子カルテシステムの確定によるものであります。

続いて、4ページを御覧ください。

第2表債務負担行為。

記載されている9本の業務については、いずれも4月1日から開始となる業務で、3月中の入札及び見積合わせが必要となるため、債務負担行為をするものです。各業務の事項、期間、限度額については記載のとおりとなりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で議案第9号を終了しまして、続いて、議案第10号を説明します。

議案書1ページを御覧ください。

令和7年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

8ページ、歳出をお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費マイナス25万5,000円。8節旅費から

12節委託料まで、確定見込みであります。

3項1目介護認定審査会費マイナス18万3,000円。11節役務費マイナス10万円は主治医意見書料で、18節負担金補助及び交付金マイナス8万3,000円は介護認定審査会運営費で、いずれも確定見込みです。

9ページ、3款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費80万1,000円の増。12節委託料、総合事業委託料9万5,000円、訪問型Aです。18節負担金補助及び交付金、第1号事業給付費70万6,000円、訪問型及び通所型サービスの分であり、実績見込みによるものであります。

2目介護予防ケアマネジメント事業費18節負担金補助及び交付金1,000円、第1号介護予防支援事業費の分で、住所地特定者の介護予防ケアマネジメント費分でありません。

2項1目一般介護予防事業費10節需用費マイナス7万2,000円。

10ページ、3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費8節旅費マイナス3万5,000円。

2目任意事業費12節委託料マイナス73万6,000円、こちらは、給食、ケアプランの点検、ボランティアポイント等の確定見込みによるものです。

3目認知症総合支援事業費マイナス4万4,000円、事業確定による減となります。

4目生活支援体制整備事業費12節委託料マイナス8万5,000円、生活支援コーディネーター事業の確定分です。

5目在宅医療・介護連携事業費マイナス6万2,000円。7節報償費及び8節旅費は、確定による減です。

11ページ、4款1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金24節積立金3,000円は、基金利子の分の積立てです。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金22節償還金利子及び割引料は、保険料還付金マイナス14万円、実績見込みです。

続いて、5ページ、歳入を御覧ください。

1款介護保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料1節現年度分が68万9,000円、こちら賦課後の実績見込みであります。

2款国庫支出金2項国庫補助金2目地域支援事業交付金1節現年度分マイナス19万円、こちら事業費の確定によるものでございます。

3款道支出金2項道補助金1目地域支援事業交付金1節現年度分マイナス9万5,000円、こちら確定によるものです。

6ページ、4款支払基金交付金1項支払基金交付金2目地域支援事業支援交付金1節現年度分19万4,000円、こちら事業費の確定によるものです。

5款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金3,000円、基金利子の確定によるものです。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金マイナス 5 3 万 4, 0 0 0 円。2 節事務費繰入金マイナス 4 3 万 9, 0 0 0 円、3 節地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業マイナス 9 万 5, 0 0 0 円、いずれも事業費の確定見込みによるものであります。

7 ページ、2 項基金繰入金 1 目 1 節介護給付費準備基金繰入金マイナス 8 8 万 3, 0 0 0 円、事業費の増減に伴う調整であります。

8 款諸収入 2 項 4 目 1 節雑入 9, 0 0 0 円、総合事業利用者負担金で確定見込みです。続いて、4 ページ、第 2 表債務負担行為。

記載されている業務については、4 月 1 日業務開始により 3 月中の入札が必要となるため、債務負担行為をするものでございます。事項、期間、限度額については、記載のとおりとなりますので、後ほど御覧ください。

以上で議案第 1 0 号の説明を終了して、続いて、議案第 1 1 号を説明します。

議案書 1 ページを御覧ください。

令和 7 年度陸別町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

5 ページ、歳出をお開きください。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金マイナス 1 4 7 万 2, 0 0 0 円。1 8 節負担金補助及び交付金で、事務費負担金がマイナス 5 5 万 3, 0 0 0 円、保険料等負担金がマイナス 9 1 万 9, 0 0 0 円で、いずれも確定見込みによるものです。

4 ページの歳入をお願いいたします。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目 1 節事務費繰入金マイナス 5 7 万 2, 0 0 0 円。

2 目 1 節保険基盤安定繰入金マイナス 9 1 万 9, 0 0 0 円、こちらも確定見込みによるものであります。

4 款 1 項 1 目繰越金 1 節前年度繰越金 1 万 9, 0 0 0 円、前年度繰越金を全額予算化しております。

以上で議案第 1 1 号の説明を終わらして、続いて、議案第 1 2 号別冊となります。

議案第 1 2 号の 1 ページを御覧ください。

議案第 1 2 号令和 7 年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）。

総則。

第 1 条、令和 7 年度陸別町簡易水道事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

なお、「営業費用中総係費のうち委託料629万7,000円、負担金204万1,000円の財源にあてるため、企業債520万円を借り入れる。」を「営業費用中総係費のうち委託料567万5,000円、負担金204万1,000円の財源にあてるため、企業債510万円を借り入れる。」に改める。

収入。

第1款簡易水道事業収益第2項営業外収益、補正額マイナス588万4,000円、補正後の額9,467万5,000円。補正後の第1款収入合計額は1億4,326万円。

支出であります。

第1款簡易水道事業費用第1項営業費用、補正額マイナス752万6,000円、補正後の額1億3,781万8,000円。第2項営業外費用、補正額マイナス9万4,000円、補正後の額398万9,000円。補正後の第1款支出合計額は1億4,280万7,000円であります。

資本的収入及び支出の補正。

第3条、予算第4条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,298万2,000円は、企業債520万円、過年度損益勘定留保資金1,778万2,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,762万8,000円は、企業債510万円、過年度損益勘定留保資金1,370万8,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額25万3,000円、当年度損益勘定留保資金856万7,000円」に改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入であります。

第1款資本的収入第1項企業債、補正額マイナス40万円、補正後の額1,040万円。第2項他会計補助金、補正額マイナス747万5,000円、補正後の額2,934万1,000円。補正後の第1款収入合計額3,974万1,000円。

支出であります。

第1款資本的支出第1項建設改良費、補正額マイナス33万円、補正後の額1,048万3,000円。第3項固定資産購入費、補正額マイナス189万9,000円、補正後の額330万1,000円。第4項予備費、補正額マイナス100万円、補正後の額ゼロ円。補正後の第1款支出合計額6,736万9,000円であります。

事項別明細書、8ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の収入の欄から行きます。

1款簡易水道事業収益2項営業外収益1目他会計補助金マイナス518万8,000円、財政対策分で歳入歳出の調整分となります。

2目長期前受金戻入マイナス51万3,000円、長期前受金等の確定によるもので、元金償還金の収益化や除却等によるものであります。

3目雑収益マイナス18万3,000円、事務費用の確定による精算。

支出であります。

1 款簡易水道事業費用 1 項営業費用 1 目原水及び浄水費、委託料マイナス 8 9 万 6, 0 0 0 円、施設管理業務等の確定による減です。

2 目配水及び給水費、委託料マイナス 7 5 5 万 6, 0 0 0 円、管路の漏水復旧業務などの確定見込みによるものであります。

3 目総係費、委託料マイナス 6 2 万 2, 0 0 0 円、検針のお知らせ通知や水道台帳修正業務などの確定によるものです。

4 目減価償却費マイナス 7 1 万 3, 0 0 0 円、確定によるもので、固定資産台帳の整備による補正が入っております。

5 目資産減耗費 2 2 6 万 1, 0 0 0 円、固定資産除却分で、配水管布設替や水道メーターの更新に係るものが含まれております。

2 項営業外費用 2 目消費税及び地方消費税マイナス 9 万 4, 0 0 0 円、令和 7 年度分の消費税であります。

9 ページ、資本的収入及び支出。

収入の欄です。

1 款資本的収入 1 項企業債 1 目建設改良企業債マイナス 4 0 万円、配水管整備事業の確定です。

2 項 1 目他会計補助金マイナス 7 4 7 万 5, 0 0 0 円、財政対策分で、調整分となります。

支出。

1 款資本的支出 1 項 1 目建設改良費、工事請負費マイナス 3 3 万円、配水管布設替分の確定です。

3 項固定資産購入費 1 目有形固定資産購入費マイナス 1 8 9 万 9, 0 0 0 円、水道メーター分であります。

4 項 1 目予備費マイナス 1 0 0 万円。

2 ページを御覧ください。

債務負担行為。

第 4 条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定める。

事項、簡易水道施設維持管理委託業務、期間は令和 8 年度、限度額 1, 1 3 7 万 4, 0 0 0 円。本業務についても、4 月 1 日から業務開始のため、3 月中の入札が必要となるため、債務負担行為をするものであります。

企業債の補正。

第 5 条、予算第 5 条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

いずれも限度額の変更であります。簡易水道事業債が 5 4 0 万円から 5 2 0 万円、過疎対策事業債 5 4 0 万円から 5 2 0 万円、公営企業会計適用債 5 2 0 万円から 5 1 0 万円。

他会計からの補助金の補正。

第6条、予算第9条に定めた「簡易水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,999万9,000円である。」を「簡易水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,910万4,000円である。」に改める。

3ページから4ページが補正予算実施計画で、5ページが予定キャッシュ・フロー計算書、6ページが起債の現在高の調書で、7ページが予定貸借対照表でございますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

以上で議案第12号の説明を終わりました、別冊の議案第13号を説明したいと思ひます。

1ページを御覧ください。

議案第13号令和7年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第3号）。

総則。

第1条、令和7年度陸別町公共下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

なお、「営業費用中総係費のうち負担金268万8,000円の財源にあてるため、企業債150万円を借り入れる。」を「営業費用中総係費のうち負担金238万4,000円の財源にあてるため、企業債150万円を借り入れる。」に改める。

収入であります。

第1款下水道事業収益第1項営業収益、補正額マイナス50万円、補正後の額2,366万2,000円。第2項営業外収益、補正額マイナス273万3,000円、補正後の額1億971万9,000円。補正後の収入合計1億3,338万1,000円となります。

支出。

第1款下水道事業費用第1項営業費用、補正額マイナス410万2,000円、補正後の額1億2,890万円。第4項特別損失、補正額37万2,000円、補正後の額37万2,000円。補正後の第1款支出合計額1億3,360万9,000円です。

資本的収入及び支出の補正。

第3条、予算第4条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,978万9,000円は、企業債150万円、過年度損益勘定留保資金1,113万8,000円、当年度損益勘定留保資金715万1,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,742万3,000円は、企業債150万円、過年度損益勘定留保資金1,113万7,000円、当年度損益勘定留保資金478万6,000円」に改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入第2項他会計補助金、補正額100万円、補正後の額4,091万2,000円。第3項負担金等、補正額5万円、補正後の額22万5,000円。第4項国庫

補助金、補正額マイナス8万2,000円、補正後の額206万8,000円。補正後の第1款収入合計4,480万5,000円。

支出。

第1款資本的支出第1項建設改良費、補正額マイナス195万8,000円、補正後の額850万3,000円。第2項企業債元金償還金、補正額106万円、補正後の額5,365万8,000円。第4項予備費、補正額マイナス50万円、補正後の額ゼロ円。補正後の第1款支出合計6,222万8,000円になります。

8ページ、事項別明細書を御覧ください。

収益的収入及び支出の収入の欄でございます。

1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料マイナス50万円、こちら確定見込みによるものです。

2項営業外収益1目他会計補助金マイナス592万8,000円、財政対策分で調整分であります。

2目長期前受金戻入319万5,000円、起債元金の償還繰入金の収益化分であります。

支出。

1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費、委託料マイナス75万2,000円、町道改良工事に伴う公共緑の調整業務ほかが入っております。

2目処理場費、委託料マイナス296万8,000円、浄化センターの維持管理業務等になります。

4目総係費、負担金マイナス30万4,000円、下水道料金の事務費の負担金等になります。

5目減価償却費マイナス7万8,000円、年度内の補正分でございます。

議案の訂正を1点お願いいたします。

3項予備費の後に1目予備費となります。予備費の前に「1」の数字の記入漏れがございましたので、修正をお願いします。3項予備費、1目予備費となります。大変申し訳ございませんでした。

4項特別損失1目その他特別損失37万2,000円、利別川改修工事に伴う一部譲渡によるに除却です。

4ページ、資本的収入及び支出。

収入。

1款資本的収入2項1目他会計補助金100万円、財政対策分で調整となります。

3項負担金等1目受益者分担金5万円、実績によるものです。

4項1目国庫補助金マイナス8万2,000円、社会資本整備総合交付金の確定によるものです。

支出。

1 款資本的支出 1 項 1 目建設改良費マイナス 1 9 5 万 8, 0 0 0 円。委託料マイナス 1 6 万 5, 0 0 0 円、積算資料の調査業務の確定です。工事請負費マイナス 1 7 9 万 3, 0 0 0 円、公共汚水桝の新設やエアコン設置工事分の確定です。

2 項 1 目企業債元金償還金、建設企業債元金償還金 1 0 6 万円、償還開始日の変更による増であります。

4 項 1 目予備費マイナス 5 0 万円。

2 ページを御覧ください。

債務負担行為。

第 4 条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定める。

事項、下水道施設維持管理委託業務、期間は令和 8 年度、限度額 3, 4 7 6 万円。本業務についても、4 月 1 日から業務開始のため、債務負担行為をするものであります。

他会計からの補助金の補正。

第 5 条、予算第 9 条に定めた「下水道事業運営のため一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、1 億 3 6 万 4, 0 0 0 円である。」を「下水道事業運営のため一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、9, 5 4 3 万 6, 0 0 0 円である。」に改めます。

3 ページから 7 ページまでは予算に係る各種資料でございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で議案第 7 号から議案第 1 3 号の説明を終わります。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 5 8 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第 7 号令和 7 年度陸別町一般会計補正予算（第 7 号）の質疑を行います。

第 1 条歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、2 3 ページからを参照してください。

初めに、1 款議会費 2 3 ページから、2 款総務費 2 8 ページまで、質疑はありませんか。

4 番工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） それでは、議案の 2 6 ページ、2 款総務費 1 項 7 目 1 8 節負担金補助及び交付金に関して、3 点ほど伺いたいと思っております。

まず一つ目、移住定住促進住宅建設等補助金に関しまして、既定額が 1, 3 0 0 万円、減額が 9 4 2 万 5, 0 0 0 円となりまして、今年の補助額は 3 5 7 万 5, 0 0 0 円というこ

とになります。この額であります。先ほど副町長からの説明では、利用者としては新規ではなくて改築だというような説明でございました。

まず確認したいのですけれども、新築はなかったということによろしいかということ、2点目ですが、補助金の要件としまして、町民として10年以上移住するということになっておりますけれども、現在まで移住期間10年未満によって補助金を返還した事例はあったのかどうか。また、町外に住む町内在住者の子どもに対しても補助することができますけれども、両親の住宅の改築なども考えられますが、現在までにその実績はあったのか伺いたいと思います。

それから二つ目、地域間幹線系統路線維持費については、2,369万7,000円が計上されております。これにつきましては、令和6年10月から令和7年9月30日までが補助の対象ということになっておりますが、通常、9月か12月の定例会で出される経費だと思いますけれども、今回3月定例会になってしまったということでもありますけれども、これは概算として今まで支払っているのか、また、これから支払うことになるのか、これも伺いたいと思います。

それから三つ目です。景観形成事業補助金は、数年前ですけれども市街地だけでなく地域全体を対象とするということで決定しておりますけれども、市街地でなくてその他の地域の実績はあったのかどうか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時04分

再開 午後 1時05分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） ただいま御質問を3点いただきましたけれども、まず1点目の移住定住促進住宅建設等補助金の今年の実績で新築物件はなかったのかという御質問だと思いますが、先ほど副町長からの説明のとおり、本年度の実績は改修が7件のみということで、当初、新築で900万円ほど予定していたのですけれども、実績はなかったということでもあります。

それから、10年以上定住するという約束の下、補助金を執行しておりますが、これまでに残念ながら10年未満で転出・転居された方がいらっしゃいまして、補助金の返還を受けた事例もございます。個別具体的なことについては、ここでの答えは差し控えたいと思います。

それから、2点目の地域間幹線系統路線維持費補助金のバスの関係でございますが、支払いにつきましては、これからということでございますので、本日可決をいただけたとすれば、速やかにバス会社に支払いを行う予定でございます。

それから、3点目の景観形成事業の補助金でございますが、大変申し訳ありません、ただいま手元に詳しい資料がありませんので、少々お時間を頂戴いたしまして、後ほど回答

させていただければと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 地域間幹線系統路線維持費が、今回3月議会になったということで、何かの理由があったのかお聞きしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 3月議会になった理由ということでございますが、この補助金はバスを運行している沿線の自治体によってそれぞれ負担しているものでございまして、負担金の計算、負担割合だとかといったものがそれぞれ計算される時期がその年によって多少前後することがございます。できれば早めにとということもあるのですが、バス会社の経営状況がはっきりしてこないとなかなか算出も難しいということで、通常ですと12月もしくは3月というような時期に計上させていただいております。

それから、申し訳ございません、先ほど1点答弁が漏れました。移住定住促進住宅の建設の関係で、町外の御家族が使った例はあるのかということでございますが、この制度が始まってからかなり年数がたっておりまして、今手元に全ての年度の持ち合わせがあるわけではないのですが、直近の例でいきますと、町外の方が町内の親御さんとかの住宅を改修した、あるいは新築したという例はございません。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） それでは、26ページ、7目企画費の地域間バス利用促進事業と、28ページの1目指定統計調査費の1節報酬についてお伺いいたします。

まず最初に、26ページの7目企画費18節負担金補助及び交付金の一番下、地域間バス利用推進事業は、当初予算から見て今回51万円ほど増額補正されております。バス利用推進事業については、すごくいい傾向で動いていると思います。補正された中身についてお伺いいたします。

それと、28ページ、1目指定統計調査費の1節報酬27万9,000円についてお伺いいたします。今回、調査報酬費27万9,000円が戻る金額として明示されております。戻った中身について。

それと、もう2点ほどですが、方式については、最近インターネットの普及がありまして、インターネット及びペーパーによる調査対象と思われておりますが、回収の割合がどのように動いているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） まず、御質問の地域間バス利用促進事業の関係で、補正の内容ということでございますが、令和7年度当初の利用見込みが年間で1,096件ほど見込んでおりましたが、利用が増えまして、250件ほど増加する見込みであります。まだ3月途中でございますけれども、年度での見込みが1,300件を超えるであろうという

ことから、今回補正をさせていただくということになっております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 本間町民課長。

○町民課長（本間 希君） 御質問がありました国勢調査の調査員報酬の減額の関係でございます。

当初予算の積算時には、国勢調査の調査区数、陸別町の場合は39調査区ありますが、それに応じた調査員39名、加えまして調査書類を点検する指導員5名の報酬を見込んでおりました。

今回の実績といたしまして、調査員25名、指導員1名の御協力をいただきまして、当初から調査員14名の減、指導員4名の減となりまして、人員減に加えまして、当初の報酬単価を概算額で積算しておりましたことが減額の補正の主な要因となります。

もう1点、インターネットの国勢調査の回答状況であります。ただいま国において審査中でございますので、割合が逆に分からないというか決まっていないう状況でして、手元の数字で把握している数値がございますので、一応参考として申し上げます。インターネット回答が380世帯ほど、調査員が回収する紙の世帯数が240件ほどございました。

参考までに、令和2年の国勢調査におきましては、インターネット回答世帯数が349世帯でございましたので、若干今回のほうが伸びているという状況にありますので、インターネットの回答率は、前回よりも増えているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 大変申し訳ありません、先ほど答弁できなかった部分をお答えさせていただきたいと思っております。

景観形成事業で、市街地以外に対象を広げて、これまで実績があったのかという御質問だったかと思っておりますが、今年度につきましては事業全体で3件ということで、全て市街地でありました。令和6年度におきましては、4件の市街地外での実績がございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 工藤議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、3款民生費29ページから、4款衛生費33ページ上段まで、質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 議案29ページ、3款民生費1項1目19節扶助費、障害者訓練等給付金について、2点ほど伺いたいと思っております。

障害者訓練等給付金につきましては、令和6年3月定例会においても質問しております。その際、就労継続支援A・Bの対象となる人数を聞いており、B型で19名でありました。令和7年度における就労継続支援A・Bの対象となる人数をまず伺いたいと思います。

それと、2点目です。障害者訓練等給付金につきましては、事業所とあらかじめ打合せをして計画するものと思われませんが、当初予算で既定額を1,000万円以上多く計上する根拠、理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、ただいまいただきました御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目の令和7年度におけます就労継続支援A・B型の対象となる人数でございますけれども、令和7年度の当初予算ベースのお話をさせていただきますと、就労継続支援A型につきましてはゼロ名、就労継続支援B型につきましては、新規の利用1名を見込みまして合計22名で当初予算の人数ベースで計上をさせていただいたところです。

それと、2点目の事業所とあらかじめ打合せをして、それに基づいて計画しているのでしょうかという質問ですが、予算編成に当たりまして、残念ながら事業所と個別に打合せというのは持っておりません。ただしになりますけれども、3年に一回、当該給付費の支給申請を御本人からいただくこととなりますけれども、陸別を援護地とする方についての支給申請がありますので、それをもって給付対象となる人数を把握させていただいているところでございます。

それと、当初予算の既定額を1,000万円以上上回る根拠は何でしょうかという御質問でございますが、今回の障害者訓練等給付費1,294万6,000円を減額させていただくものですが、このうち就労継続支援に関わる部分につきましては、マイナス1,279万6,000円でございます。

ただいまの御質問に直接的なお答えにはならないかもしれませんが、令和7年度中の状況について説明させていただきますことを御了承いただきたいと思います。

まず、当初予算の編成に当たりましては、当初予算の編成時期までの給付実績をベースに当初予算の組み立てをしております。これを基に、先ほどB型22名と申し上げましたが、22名の12か月分の給付費を4,722万円と見込んで計上いたしました。年度途中でお亡くなりになられた方、それから就労を中断された方、あと22名を予定していたのですが、年度当初から就労の実績がなかった方がいらしたことで、冒頭申し上げました新規利用1名見込んでおりましたがいなかったということも含めまして、合計6名分の実人数と、それから就労実績日数が当初の見込みを下回ることとなりました。

このことを主な要因といたしまして、今年度の給付総額を3,442万5,000円と見込みまして、結果的に1,000万円を超える予算減額となったことにつきましては御理解いただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 1,000万円以上多く計上した、残ってしまったということは、訓練者数の減少ということで考えてよろしいかと思えます。

それから、毎年、事業所と打合せをして人数を決めているものだと思っていたものから、ちょっと啞然としますけれども、今後こういう協議を検討するというのは、毎年でもやっていったほうが良いと思えますけれども、その辺の見解を伺いたいです。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） 詳細な利用状況を把握するためには、事業者と連携を密にして協議を重ねるといったことも必要かなと思えます。

しかしながら、陸別町に在住して就労継続支援を活用している方について、陸別町に住んでいる方が全てで陸別町がこの給付費をお支払いするかといいますと、実はそうではなく、いろいろな市町村から陸別にお越しになって就労継続支援で就労されている方もいらっしゃいます。他町を援護の町村とされている利用者の方の給付実態につきましては、残念ながらデータとして当町で把握することが困難な状況になっております。

当町で編成する予算については、当町を援護地とする利用者の給付費に着目して計上させていただいておりますので、町全体の給付がどのようになっているかとか、対象となる方の町全体の人数といった部分では、サービスごとの人数ですとか、給付の実績ですとかといったことを簡単に入手することは実はできないという事情もあります。

いずれにしても、事業者と陸別町を援護地としている方に関しては給付の対象となりますので、その辺につきましては、今後どのように推移していくかといった部分も含めながらお話をさせていただいたほうがよろしいかなということで、議員の御提案ありがとうございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、5款労働費33ページ下段から、6款農林水産業費36ページ上段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、7款商工費36ページ下段から、9款消防費40ページ上段まで、質疑はありませんか。

3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 39ページ、1目消防費1節報酬の戻り202万9,000円についてお伺いします。

今回、1節報酬の中で年額報酬26万円と出動報酬176万円が減額されておりますので、この辺について大まかに中身をお願いいたします。

○議長（久保広幸君） 瀧澤総務課参事。

○総務課参事（瀧澤 徹君） お答えします。

年額報酬ですが、当初予算では、団員定数の56名分、229万2,000円を計上しておりましたが、令和7年度の入団者数は10月、12月に各1名で、計2名の入団にとどまりました。実員50名の報酬となり、26万1,000円の確定減となりました。

また、出勤報酬にあっても、当初予算705万円を計上しておりましたが、執行額が413万7,000円で、執行見込み額114万5,000円を合わせ、計528万2,000円の出勤を見込みまして、176万8,000円を減額することとしました。

内訳については、災害出勤手当マイナス60万8,000円、訓練手当マイナス88万円、その他出勤手当マイナス28万円、いずれも団員数が定数に満たらなかったことと、出勤件数が少なかったことによる確定見込みの減額となります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、10款教育費40ページ下段から、12款公債費45ページまで、質疑はありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 41ページの小学校の給食の関係です。

18節の不用額50万7,000円なのですけれども、この要因は、当初見込んでいたより人数が少なくなったのか、ある程度の事情があるのか、この辺の内訳を説明してほしいのですけれども。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時35分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員会、瀧澤次長。

○教育委員会次長（瀧澤勇二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

小学校の給食の総数ですけれども、当初予算の計上によります給食総数が1万3,940食でありまして、今回実績見込みによる食数が1万2,247食ということになりまして、差引き1,693食が減となっております。1食当たり300円となっておりますので、今回50万7,900円の減ということになってございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 事前に聞かないで大変申し訳なかったのですけれども、いずれにしても給食の問題については、次年度から小学校の分について国からの交付金があるという話を聞いていまして、今後、町の負担がそれだけ減るのは大変喜ばしいので、実態的に

どうなのかということをお聞きしたのですけれども。

食数が少なかったということは、生徒数が少なかったのか、それとも学校に来る日数とかそういうので減なのか、減った理由をもう一度説明願いたいと思うのですけれども。

○議長（久保広幸君） 瀧澤教育委員会次長。

○教育委員会次長（瀧澤勇二君） 食数が減った理由ということでございますが、小学校は各種行事等ありまして、その行事等によって減っている部分と、あと一度、学校閉鎖があった期間もございましたので、その分です。

人数に関しましては、予算当初から63名で変わってはいません。

以上であります。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳出全般について行います。ただし、款を区切ったの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、12ページから22ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 以上で歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条繰越明許費の補正、第3条債務負担行為の補正及び第4条地方債の補正についての質疑を行います。

6ページから11ページまでの第2表から第4表を参照してください。質疑はありませんか。

3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 6ページの2款総務費1項ふるさと銀河線りくべつ鉄道管理事業の金額2,997万5,000円についてお伺いいたします。

この金額については、ディーゼルエンジンのオーバーホールということで、令和7年度で処理されることになっておりましたが、今回、繰越明許費の中で2,997万5,000円ということで上がってきましたので、繰越明許となった理由についてお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） ただいまの繰越明許費に関する御質問でございますが、ふるさと銀河線りくべつ鉄道の車両のエンジンオーバーホールを主とした改修でございますが、オーバーホールということで分解した結果、必要な部品点数が増えたこと、また製造からかなりの年数がたっておりまして、部品の調達に困難な部分がありました。

部品の流通が少ないものですから調達に当初よりも時間を要していること、また、作業自体が非常に慎重な作業が求められておりまして、そういったことから時間がかかっていた状況でございます。当初の予定よりは遅れており、年度内の完了が見込めないことから、今般、繰越明許費として補正させていただこうということでございます。

○議長（久保広幸君） 3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 分かりました。

それで、あと2点ほどお伺いいたしますけれども、スケジュールについてお伺いしたいと思います。それと、りくべつ鉄道の運行営業がそろそろ始まります。こちらのほうに支障はないのかどうか、その辺2点についてお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 今後のスケジュール、それから運行に支障があるかないかという2点の御質問だと思います。

スケジュールといたしましては、あくまでも現在の予定でございますが、7月、8月の夏頃をめどに完了を予定しているということでございます。

2点目の運行に支障がないのかという御質問であります。もともと今シーズンの運行車両として予定しておりませんので、現有車両の中で支障なく今シーズンは営業できるといように聞いております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） それでは、最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。ただし、歳入歳出双方に関連あるものに限定します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第7号令和7年度陸別町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第8号令和7年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから9ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第8号令和7年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第9号令和7年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから6ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、第2条債務負担行為についての質疑を行います。

4ページの第2表を参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第9号令和7年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第10号令和7年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから11ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、第2条債務負担行為について質疑を行います。

4ページの第2表を参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第10号令和7年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第11号令和7年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第11号令和7年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第12号令和7年度陸別町簡易水道事業会計補正予算(第4号)の質疑

を行います。

第1条総則から、第6条他会計から補助金の補正全般について行います。

補正予算明細書は、8ページから9ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 最後に、議案第12号全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第12号令和7年度陸別町簡易水道事業会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第13号令和7年度陸別町公共下水道事業会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

第1条総則から、第5条他会計からの補助金の補正全般について行います。

補正予算明細書は、8ページから9ページを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 最後に、議案第13号全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第13号令和7年度陸別町公共下水道事業会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時49分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第13 令和8年度町政執行方針・令和8年度教育行政執行方針

○議長（久保広幸君） 日程第13 町長から令和8年度町政執行方針の申出がありますので、これを許します。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 令和8年陸別町議会3月定例会の開会に当たり、新年度の町政運営について、私の基本姿勢と主要施策を御説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様への御理解と御協力を賜りたく存じます。

町長として、町民の皆様から御信託をいただき、任期4年目となる令和8年度は、これまでの取組の集大成となる極めて重要な年度であります。

我が国では、人口減少と少子高齢化の進行、自然災害の激甚化、物価高騰の長期化、そしてAIをはじめとする先端技術の急速な進化など、かつてない社会変革の波が押し寄せております。こうした時代の転換期にあって、地方が真に豊かで持続可能な社会を築くためには、デジタル技術を活用しながら、地域の個性を生かした創意工夫が不可欠であります。

当町が直面する産業基盤の強化と新たな雇用の創出、さらには観光振興による交流人口・関係人口の拡大といった重要課題に対し、町民の皆様とともに知恵を結集し、「心ゆたかな暮らし」と「持続可能な地域社会」の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

国の予算と地方財政の取り巻く環境についてであります。

令和8年度の国の一般会計予算は、現在、国会において審議中ではありますが、前年度と比べて7兆1,114億円増加の12兆3,092億円と、過去最大規模となりました。このうち歳入における税収見込みは8兆3,735億円、公債金（国債発行額）は2兆5,840億円となっております。

公債金の内訳は、建設公債が6兆7,160億円、赤字公債が2兆2,680億円です。

一方、歳出における国債費（借入金の返済）は3兆1,758億円と、前年度に比べ3兆5,79億円も増加し、歳出全体の約26%を占めるに至っております。金利上昇の影響により、国債費の増加が財政運営の大きな課題となっております。

国は「成長と分配の好循環」による経済の構造転換を進めており、賃金上昇や企業の設備投資拡大により、一部では経済成長の兆しが見られます。また、高校授業料無償化の拡充や学校給食費の負担軽減など、教育分野における支援策も強化されております。

しかしながら、首都圏への一極集中が続く中、地方は深刻な人口減少と担い手不足に直面しており、消費活動の停滞も依然として続いております。全国の約4割に当たる自治体では、若年女性人口が今後大幅に減少すると予測されており、地域の持続可能性が危ぶまれる状況にあります。

地方創生の実現には、単なる財政支援の拡充だけではなく、地域の実情に即した柔軟で使い勝手のよい制度設計が求められます。地方が真の主役となり、自らの創意工夫で地域の未来を切り開いていけるよう、国には一層の支援強化を期待するところであります。

陸別町の財政運営と予算編成についてであります。

当町の財政構造は、自主財源に乏しく地方交付税の依存度が高いため、極めて厳しい予算編成を余儀なくされております。しかしながら、脱炭素社会の実現に向けた取り組み、災害時の避難拠点ともなる公共施設の機能向上、子育て世代への支援充実、そして高齢者福祉の推進など、町民の皆様が将来に希望を持てる施策を着実に推進してまいります。

令和8年度の陸別町一般会計予算は55億1,110万円であり、前年度当初予算との比較では5億4,882万円の増となっております。限られた財源の中で、優先順位を明確にした張りのある予算配分といたしました。

主要な財源は、地方交付税交付金で20億3,323万円を計上しております。地方債の発行総額は8億9,840万円、基金の取崩しは財政調整基金、減債基金のほか、ふるさと整備基金など、合わせて8億7,070万円を見込んでおります。自主財源が限定的な中、将来世代に過度な負担を残さない健全な財政運営に細心の注意を払ってまいります。

主要施策の展開。

1、総務関係についてであります。

庁舎環境の整備。

役場庁舎は、町民サービスの拠点であるとともに、災害時には避難所としての機能を担う重要な施設であります。老朽化した設備の計画的な更新を進めており、これまで暖房設備、給排水設備、空調設備、エレベーター設備など、順次整備してまいりました。新年度は、誘導灯の更新及び網戸の設置を実施し、より安全で快適な環境を整えてまいります。

デジタル化の推進。

自治体情報システムの標準化・共通化事業を継続実施いたします。サーバーOSの更新をはじめとする電算システムの刷新により、セキュリティー強化と業務効率化を実現し、行政サービスの安定的な供給と効率化を図ってまいります。

国際交流の深化。

カナダ・ラコーム市との姉妹友好提携が40周年という節目の年を迎えます。この記念

すべき年に訪問事業を実施し、長年培ってきた国際交流の絆をさらに強固なものとしてまいります。

ふるさと納税の推進。

全国の多くの方々から温かい御支援をいただいております、ふるさと納税につきましては、寄附者の皆様の御好意に応えるべく返礼品に用いる地元産品の充実を図り、制度の一層の推進に努めてまいります。また、企業版ふるさと納税につきましても、積極的な情報発信を行ってまいります。

地域交通網の維持。

住民の皆様の生活を支える交通手段の確保は、地域社会の持続可能性を左右する重要課題であります。バス路線の維持につきましては、沿線自治体と連携して運営費を助成するとともに、通学定期券購入費の差額補助を継続実施いたします。また、町内におけるハイヤー利用助成事業を通じて、誰もが移動しやすい交通環境の整備に努めてまいります。

移住・定住対策の強化。

移住体験施設「ちょっと暮らし住宅」の運用や移住フェアへの出展など、北海道や近隣自治体との広域連携により、新たな移住者の呼び込みを積極的に展開してまいります。

移住定住促進住宅建設等補助事業や空家等対策事業も引き続き実施し、定住環境の整備を進めてまいります。

地域おこし協力隊。

地域おこし協力隊事業は、新たな隊員を募集して、地域の課題となるプロジェクトに取り組んでいただくほか、委託型事業により町内事業者とともに人材活用を進めたいと考えております。

公共施設の機能向上。

ふるさと交流センターへのエアコン設置工事、銀河の森天文台のLED照明改修事業を実施し、施設の快適性と省エネルギー化を同時に実現してまいります。

2、福祉関係についてであります。

子育て環境の充実。

保育所の改修事業を実施し、安全で快適な保育環境を整備いたします。地域子育て支援センター事業を継続し、子育て世代が安心して子どもを育てられる環境づくりを推進してまいります。児童手当につきましても、法令に基づき適正に支給してまいります。

国においては、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、社会全体で子育てを支える体制が強化されております。

当町におきましても、こうした国の施策と連動しながら、切れ目のない子育て支援を展開してまいります。

福祉施策の推進。

高齢者福祉、障がい者福祉につきましても、必要な支援を継続し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に努めてまいります。

3、保健衛生関係についてであります。

保健医療体制の充実。

保健師等の人材確保事業を推進し、地域医療・保健体制の充実を図ります。母子保健事業、成人保健事業、予防接種事業を継続して実施し、町民の皆様の健康づくりを積極的に支援してまいります。

廃棄物処理の適正化。

一般廃棄物処理事業につきましては、足寄町及び十勝圏複合事務組合と緊密に連携し、適正かつ効率的に実施してまいります。

4、労働関係についてであります。

雇用対策の推進。

町単独の緊急雇用対策事業及び地元雇用促進事業につきましては、就労関係の安定を図ることはもとより、全産業において労働者不足が深刻な課題となっていることから、事業所等における雇用を促進するためにも、引き続き必要な経費を計上し、継続して実施してまいります。

5、農林業関係についてであります。

農業の持続的発展。

農業振興総合対策事業、農業関係制度資金利子補給事業、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払事業を継続して実施いたします。また、新規就農者への支援を継続し、次世代の担い手育成に力を注いでまいります。

優良家畜導入支援事業により、酪農経営の基盤強化を図ります。

畜産バイオガспラント運営支援事業につきましては、エネルギー価格の高騰などにより運営経費が増大しておりますが、安定稼働の実現に向けて、可能な限りの支援を行ってまいります。

農業生産基盤の整備。

道営事業として、陸別第2地区・新陸別地区草地畜産基盤整備事業、第2上陸別地区担い手畑地帯総合整備事業（営農用水）、トマム第2地区農道整備事業に継続して取り組みます。

また、上陸別地区の配水管整備事業を実施いたします。

林業の振興と森林保全。

森林環境譲与税を有効活用し、林業担い手対策事業や地域山林活性化推進事業などを実施します。林業従事者への支援が、地域経済の好循環を生み出すことを期待しております。

町有林管理事業につきましては、計画的な植栽・下刈り、適期の間伐により、町民共有の財産である森林の健全な育成に努めます。

また、管理が困難となるおそれのある私有林については、適切な管理が行われるよう、集約化などの取組を進めてまいります。

小規模治山事業により、森林の公益的機能の維持・向上を図ります。

有害鳥獣対策の強化。

有害鳥獣による農業被害が増加傾向にある一方、駆除の担い手であるハンターについては、今後、減少することが予測されております。有害鳥獣駆除事業の充実を図り、奨励金等の必要な経費を計上いたしました。関係機関との連携を一層強化し、効果的な対策を講じてまいります。

6、商工・観光振興関係についてであります。

商工業の活性化。

中小企業融資制度預託金、融資制度保証料補給、利子補給事業及び小規模企業等振興事業につきましては、継続して取り組んでまいります。

商工会が実施するプレミアム商品券発行事業につきましても、プレミアム分を補助し、地域経済の活性化を支援してまいります。

日産自動車購入助成事業につきましても、継続実施いたします。

消費者保護につきましては、身近な相談窓口の周知や啓発活動を継続してまいります。

観光振興の推進。

「しばれフェスティバル」は、実行委員会体制を継続し、この歴史あるイベントを次世代に継承していくため、創意工夫を重ねてまいります。

「ふるさと銀河線りくべつ鉄道まつり」、「オフロードレース」、「夏まつり」など各種イベントにつきましては、当町の魅力を広く発信するため、主催団体等と協力して実施してまいります。

銀河の森の振興。

天文台につきましては、陸別町のシンボルとして、観光や教育など多方面での活用を推進してまいります。

また、総合観測室を通じた名古屋大学・北海道大学・北見工業大学・国立環境研究所・国立極地研究所との社会連携事業により、出前事業などの活動を実施し、子どもたちが自然科学に触れる貴重な機会を創出してまいります。

コテージ村管理事業につきましては、効果的な広報活動やネット予約システムの活用、良好な施設管理により高い評価をいただいております。外部委託を継続しながら、引き続き適切な管理運営を行ってまいります。

公園施設の整備。

駅前多目的広場において、全天候型多目的利用施設を建設して、公園機能の強化を図ります。

7、土木・建築関係についてであります。

広域道路網の整備促進。

十勝オホーツク自動車道につきましては、早期完成に向けて関係機関と連携し、要望活動を継続してまいります。

道道津別陸別線の線形改良工事等につきましても、引き続き早期完成を強く要望してまいります。

町道の整備。

町道トマム川沿線の舗装工事、町道墓参道路（新規）、町道東1条仲通り、町道川向栄町線の歩道改良工事などを実施してまいります。

道路の維持補修。

緊急自然災害防止対策事業として、側溝整備や法面補修を実施いたします。また、町道ペンケクンベツ原野線の舗装補修を行います。

橋りょうの維持管理。

斗満橋ほかの橋りょう維持補修事業を実施いたします。

除雪体制の強化。

除雪トラック（10トン）を更新し、冬期間における道路交通の安全確保に万全を期してまいります。

公営住宅の整備。

公営住宅改修事業として、新町団地の屋根塗装工事を実施いたします。また、緑町団地の基本設計を実施いたします。

8、消防・防災関係についてであります。

消防施設改修事業を実施し、消防体制の強化を図ります。また、救急車両購入事業を計画しており、町民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいります。

9、教育関係についてであります。

教育関係につきましては、教育委員会の方針に基づき、必要な予算を計上しております。

家庭や地域と連携し、子どもたちの可能性を最大限に引き出す教育環境の整備に取り組んでまいります。また、文化活動やスポーツ活動を通じた生涯学習の推進にも力を注いでまいります。

懸案でありました町民水泳プールにつきましては、設備の改修等を実施し、スポーツ環境の充実を図ります。

学校教育の充実。

学習支援事業、英語指導助手招聘事業、教育支援センター事業を継続して実施いたします。

小学校改修事業、小学校・中学校のコンピューター整備事業、情報機器整備事業を実施し、時代に即した教育環境の充実を図ります。

小学校・中学校の給食費子育て支援事業、修学旅行費交付金事業、中学生制服購入費助成事業を継続し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

奨学資金の貸付け。

奨学資金貸付事業を継続し、進学を希望する生徒への支援を行います。

10、特別会計・企業会計についてであります。

国民健康保険事業。

国民健康保険の運営につきましては、北海道が主体となり、令和12年度の保険料統一化に向けた取組が進められております。安定的な財政運営を持続していくためには、医療費の適正化が不可欠であります。

特定健康審査等の受診率向上により、疾病の早期発見・重症化予防を図り、結果として医療費の抑制につなげてまいります。

診療所の運営。

国民健康保険関寛齋診療所は、町内唯一の医療機関として、町民の皆様の健康と命を守る極めて重要な役割を担っております。いつでも安心して医療を受けられる体制の維持・強化に努めてまいります。また、医療機器の整備として、CT撮影装置の更新を実施いたします。

介護保険事業・後期高齢者医療。

介護保険事業、後期高齢者医療関係につきましても、所要の予算を計上いたしました。

簡易水道事業・公共下水道事業。

簡易水道事業では、川向栄町線における管路布設替を実施いたします。

公共下水道事業では、下水道ストックマネジメント計画に基づき、マンホールポンプ所の電気設備の更新を行います。

以上、令和8年度の町政運営に臨む基本姿勢と主要施策、そして予算の概要について申し上げます。

これまでの取組の中で、ステップアップ応援給付金をはじめ、公園の整備や産業の活性化、教育環境の充実など、私の公約の実現、または実現に向けて着手することができました。

財政の健全性を堅持しながら、同時に地域経済の活性化を図ることは容易なことではありません。しかし、町民の皆様との対話を重ね、役場職員はもとより、町全体が一丸となってこの難局に立ち向かい、ふるさと陸別町が「平等でやさしい笑顔の町」であり続けられるよう、持続可能な未来を切り開いていかなければなりません。

私は、町民の皆様とともに、小さな町だからこそできるまちづくりに引き続き全力で取り組んでまいりたい決意であります。

議員各位並びに町民の皆様の一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます、令和8年度の町政執行方針といたします。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前に行われました町長の町政執行方針の一部に訂正がございますので、発言を許し

ます。

本田町長。

○町長（本田 学君） 大変申し訳ございません。3ページの上から4行目の数字の変更をしていただきたいと思います。

「20億3,323万円」を計上と書いてありますが、「20億9,232万円」に直していただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（久保広幸君） 次に、教育長から令和8年度教育行政執行方針の申出がありますので、これを許します。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 令和8年陸別町議会3月定例会の開会に当たり、本町教育行政の基本的な考え方と主要な方針について申し上げます。

社会・経済情勢やデジタル化の進展、少子化の進行などにより、ライフスタイルや価値観は一層多様化しています。その中で、誰もが生涯にわたり主体的に学び、日々充実した人生を過ごしていると感じられる環境づくりが求められています。

教育委員会は、「町民が楽しみ、学ぶことができる環境づくり」、そして「相手に対して、嫌な思いをさせない」という思いを大切にしつつ、P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）のP D C Aサイクルに基づく検証と改善を重ね、町民誰もが学びを生かす地域社会の充実に努めてまいります。

第一に、学校教育の推進であります。

令和7年9月に中央教育審議会から示された論点整理において、子どもたちには、確かな学力に加え、課題を見だし解決する力、他者とつながり社会をよりよくしようとする力、そして学び続ける姿勢といった資質・能力をバランスよく育成していくことの重要性が示されています。

当町の学校教育では、「誰もが通いたい学校、働きたい学校」の実現を目指し、「子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育」、「学びの機会を保障し、質を高める環境の確立」、「家庭・地域と歩む持続可能な教育の実現」を柱としています。「陸別の子は陸別で育てる」という保小中連携を一層推進し、「明日も学校に行くのは楽しみだ」と言ってもらえる学校づくりに取り組んでまいります。

学力の維持・向上と豊かな人間性、健康でたくましい体の育成に向け、小中一貫教育により9年間を見通した教育課程を編成・実施し、「学力の定着」、「豊かな人間性と社会性の育成」、「ふるさと教育の充実」を図ってまいります。そのため、高度な教育知識を有する教育推進員を継続して配置してまいります。また、小中学校の相互乗り入れ授業や小学校高学年の教科担任制、教員の小中合同研修の日常化など、学力向上、人間関係の形成、教員の指導力向上、小中接続の円滑化を進めてまいります。

I C T教育の充実として、一人1台のタブレット端末の活用促進とI C T支援員の配置を継続し、「個別最適な学び」、「協働的な学び」を実現するとともに、プログラミング

教育など時代に対応したカリキュラムを計画的に推進してまいります。更新に伴う小中学校児童・生徒、教員用タブレット端末の購入を予定していますので、必要な予算を計上いたしました。児童数減少に伴う複式学級につきましては、引き続き臨時教諭等の配置により、学習指導の質を確保いたします。

不登校・いじめの対応では、アンケートといじめ未然防止に向けた日常の見守りを通じ、早期把握と早期解消に努めてまいります。中学校では、複数担任制を導入するなど、安心して相談できる人・場所・窓口を整備して、スクールカウンセラーや関係機関と連携するとともに、「教育支援センター」は公民館を拠点として、安心して過ごせる居場所・学びの場としての充実に努め、アウトリーチ型相談体制も整備してまいります。特別支援教育は、子ども発達支援連絡会や保小中の連携を通じて、関係機関と連携した切れ目ない支援と研修体制の強化を継続してまいります。

健康教育では、新体力テスト結果の活用・分析を通じて体力向上を図るとともに、ヘルスリテラシーの向上、感染症・熱中症等を意識した生活様式や危機回避の指導、交通安全・防災教育の充実に努めてまいります。学校施設につきましては、「陸別町教育施設長寿命化計画」に基づき、校舎内照明のLED化など、計画的な整備や防災計画・危機管理マニュアルの見直しに取り組んでまいります。小学校校舎の照明をLED化する改修を予定していますので、必要な予算を計上いたしました。

学校における働き方改革では、「学校における働き方改革陸別町推進プラン」を見直し、学校閉庁日・部活動休養日の設定、勤務実態の把握と公表、ICTによる校務効率化を進め、教職員の長時間労働の改善と子どもたちの学びの質の向上に努めてまいります。教職員の負担軽減、少子化による部活動の維持困難、地域スポーツ・文化活動の活性化、多様な指導者の活用といった課題に対応するため、十勝東北部3町（陸別町・足寄町・本別町）の教育機関、自治体、地域団体が連携し、部活動の地域展開を持続可能な形で円滑に進めてまいります。

家庭・地域と歩む持続可能な教育として、タブレットを活用した家庭学習の促進や学校だより等による情報発信を行い、「家庭は温かく」、「学校は楽しく」、「地域は明るく」を合言葉に、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部、学校運営協議会と連携し、「りくべつ学」やキャリア教育、地域行事への主体的参加を通じて、未来の陸別を担う人材の育成に取り組んでまいります。給食費・中学生制服の全額補助、就学援助費支給、修学旅行費の一部助成、奨学資金貸付、各種検定料無償化などの保護者負担軽減策につきましては継続してまいります。

児童・生徒の安全確保につきましては、危機管理マニュアルの点検・見直し、交通安全教室、一日防災学校、校区支援ネットワークや安全パトロールなど、関係機関や市街地自治会・町内企業との連携により、地域ぐるみで見守る体制を維持・強化してまいります。

第二に、社会教育・生涯学習の推進であります。

第10期陸別町社会教育計画（策定中）に基づき、若年層、働き盛り世代、高齢者と

いった各ライフステージのニーズに応じた学習機会を提供してまいります。オンラインと対面を組み合わせたハイブリッド学習、ワークショップ型・体験型学習、AIやデジタルツールを活用した個別最適な学習を取り入れ、自然・文化・歴史など地域資源を生かした学びの充実を図ってまいります。

ふるさと劇場による音楽・演劇・芸能・映画など多様な文化技術に触れる機会の提供、町民文芸誌「あかえぞ」の発刊、文化協会加盟団体への支援を通じ、人口減少・高齢化等により厳しさを増す文化活動の継続・活性化を図ってまいります。社会教育委員や文化協会関係者等と連携し、タウンホールや公民館を「社会教育・生涯学習・読書活動推進の拠点」として機能強化し、公民館図書室の充実や司書の活用により、子ども読書活動の推進を含め、将来を見据えた施設整備を進めてまいります。

本町の文化財は、関寛斎資料館を核とする顕彰活動、国指定史跡ユクエピラシヤシ跡、町指定文化財、郷土資料など、恵まれた環境にあります。歴史・文化の継承や地域アイデンティティの維持、学術的価値の保全に加え、観光振興や地域活性化、教育・人材育成の観点からも大きな意義を持つことから、保護と活用のバランスに配慮しつつ、持続可能な文化財の活用を進めてまいります。

今後は、デジタル技術や地域住民の協力を生かし、移動研修や町民見学会、「りくべつ学」の授業などを通じて、町内外に文化財の情報発信を一層推進し、町の歴史や文化への理解と誇りを育んでまいります。

学童保育所は、共働き等により放課後の保育が困難な家庭の子どもたちに、安全で安心できる居場所を提供する子育て支援事業です。小学校・保育所との連携の下、これまで同様、希望する全ての児童を受け入れ、学習・生活習慣の向上、社会性・協調性の育成、保護者の就労継続支援、地域との交流促進に努めてまいります。

第三に、スポーツの振興であります。

スポーツ振興と健康・体力づくりは、町民一人一人の健康増進と生活の質の向上にとどまらず、地域コミュニティの活性化、青少年の健全育成、地域経済への波及効果など、多面的な成果をもたらします。ボッチャ、フロアーリング、モルックなど、誰もが気軽に参加できる軽スポーツのシリーズ開催を通じて、各自治会の交流と地域振興につなげられるように、開催の充実に取り組んでまいります。

スポーツ推進委員、体育連盟、スポーツ少年団、社会福祉協議会などと連携し、スポーツ団体への支援やスポーツ振興基金を活用した助成事業、「陸別町教育施設長寿命化計画」に基づくスポーツ施設の計画的整備・維持管理を進めてまいります。老朽化が課題である町民水泳プールにつきましては、令和6年度に実施した耐震診断調査結果を踏まえ、現地での全面改修による整備を進めるため、令和8年度は必要な予算を計上し、「健康で活気あるまち」の実現に資する施設として、再整備に取り組んでまいります。

第四に、給食・食育の推進であります。

給食センターでは、学校給食衛生管理基準に基づき、調理課程や施設の衛生管理、食材

の取扱いを徹底し、食物アレルギーを持つ児童・生徒に個別面談等により安全を確保した上で給食を提供します。子どものリクエストメニュー、「日本全国味めぐり」や「世界の料理」など、楽しみながら学べる献立を工夫し、「おいしい」「楽しみ」と感じてもらえる給食づくりを進めるとともに、栄養バランスの取れた食事を通じて、食育を推進してまいります。

給食だよりやホームページ等で、町内企業からの地場産品無償提供や給食に関する情報を発信し、給食センター運営委員会などを通じて、保護者や地域の理解と協力を深めてまいります。また、近年の食材費高騰により、令和7年度に実施した給食費の見直しを踏まえつつ、職員等への実費徴収の見直しを段階的に進め、持続可能な給食運営体制を整え、安全で栄養バランスの取れた給食を安定的に提供できるよう、必要な予算を確保してまいります。

以上、令和8年度陸別町教育行政の執行方針と主な政策を申し上げます。

教育は社会の礎であり、未来を創る力であります。本方針の下、町民の負託に応えるべく、誠心誠意、教育行政の推進に取り組んでまいります。

今後とも、町議会並びに町民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 以上で、令和8年度町政執行方針及び教育行政執行方針を終わります。

執行方針に係る一般質問の追加がある方は、本日午後5時までに提出してください。

◎日程第14 議案第14号陸別町暴力団排除条例の一部を改正する条例

○議長（久保広幸君） 日程第14 議案第14号陸別町暴力団排除条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第14号陸別町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてですが、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律が施行され、「下請」等の用語が見直されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） それでは、議案第14号陸別町暴力団排除条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は4ページ、議案説明書は資料ナンバー6になります。

関係法律等の改正により、「下請代金支払遅延等防止法」が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正。また、「下請中小企業振興法」が「受託中小企業振興法」に改められたことによりまして、両法において用語の見直しがなされたことから、関係する文言を改正しようとするものであります。

資料ナンバー6を御覧いただきたいと思えます。新旧対照表になります。

表の右側が現行で、左側が改正案となります。下線部分が改正となる箇所です。

改正は、第6条中「、下請」、「下請契約等」及び「下請負契約等」の部分をそれぞれ「委託契約」あるいは「委託契約等」に改めるものでございます。

それでは、議案集4ページに戻ります。

改正の内容につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文の朗読は省略させていただき、附則を読み上げます。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

大変雑駁ではございますが、以上で議案第14号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第14号陸別町暴力団排除条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第15号陸別町火入れに関する条例の一部を改正する条例

○議長（久保広幸君） 日程第15 議案第15号陸別町火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第15号陸別町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてですが、気象庁の気象情報の変更等に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） 議案第15号陸別町火入れに関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

本案は、気象庁が発表する気象情報の名称変更及び林野火災に関する注意報等の運用改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、配付しております手元の資料ナンバー7、新旧対照表を御覧ください。

改正の対象となりますのは、第14条の火入れの中止及び消火に関する規定でございます。

まず第1項につきましては、火入れの中止の要件になります。

現行の条文では、中ほどに「異常乾燥注意報」という文言がございますが、これを現在の気象庁の予報用語に合わせて「乾燥注意報」に改めます。

また、近年、大規模な山林火災の発生が増えており、防止の観点から重要性が増しております林野火災に関する注意報・警報について、新たに条文に追加しております。

これにより、左側の改正案にありますとおり、「強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、または林野火災に関する注意報もしくは火災警報が発令した場合」という形に整理いたします。

続いて、第2項につきましては、火入れ中の消火に関する要件となります。

こちらについても、第1項と同様に、用語の整理と追加を行っております。

以上の改正により、火災予防上危険な気象状況をより正確に条文に反映させ、火入れによる火災事故の防止を徹底しようとするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとなります。

以降、質問によりお答えいたしますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今説明を受けて納得したのですけれども、改正案のほうの14条の2項で、「注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意若しくは火災警報が発令され場合に、速やかに消火しなければならない」、この速やかに消火しなければならないという点については、どういう体制を言っているのか。

例えば、近年、本州辺りでかなり林野火災が出ているのですけれども、何となく私ども情報を聞いている中では、後手に回っている気がするのです、消火する場合に。

林野の場合は、普通の一般火災と違って、消防署あるいは消防隊員が行くというのは非常に困難なので、ヘリによる消火が最大の消火方法だと思うのですが、そういう面についての体制といいますか、近年はかなり拡大された段階で初めて自衛隊に要請しているという後手では駄目だと私は思っているのですが、この辺の消火しなければならない点についての体制はどういうふうを考えているのかということをお聞きしたいのですが。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） ただいまの御質問についてですが、これはあくまで火入れに関する取決めでございまして、山火事が発生した場合とはちょっと区別して考えていただきたいと思います。

それで、それを踏まえた上で、消火につきましては火入れを実施する方の責務として速やかに実施していただくように定めるものでございまして、御理解いただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） ということであれば、当然、住民というか町民というか、その人たちに周知、発令、もちろん愛の鐘とか、いろいろそういう形で……。誰も火を広げる人はいないと思うのだけれども、やはり今は乾燥期間なので、十分火入れに注意してということの喚起を促す必要もあると思うのですが、そういう方法についてはどうなのですか、そうしたら。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） その辺につきましては、これまでの火入れの要件とも変わりませんので、あくまでも危険なときは火を消せる状況をもって実施していただくということが大前提でございます。

先ほど申しました住民への火災の危険の周知につきましては、別に考えていただいて、林野火災の注意報については、消防から町のほうに連絡が入りまして、もちろん消防からも愛の鐘を利用して林野火災注意報等が発令の場合は住民に周知されることになっておりますので、火入れに無関係の方もおられると思うのですが、その際の注意喚起は徹底していく体制になっております。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 連続的に質問すればよかったのだろうけれども。

結局、陸別でも過去にあったのですが、原因がよく分からないので、消火がうまく……。私は完全に林野火災が広がる、あの時期にね。だからそういうときに、中には情報では、町外の人が山菜取りに来ていたという情報も得ているのですが、そういう人たちということも含めて、いわゆる消防ということになれば、暮れに防災というか警戒するそういう宣伝というか拡声しているのですが、下から草が生えてくれば大丈夫なのですよ。だからそういう前には、消防のほうで町内一円にそういう広報をしてもら

えるという方法が必要でないかと思っているのですけれども、その辺どうですか。

○議長（久保広幸君） 瀧澤総務課参事。

○総務課参事（瀧澤 徹君） 今の質問に答えたいと思いますけれども、今年1月1日付で、とちぎ広域消防事務組合の火災予防条例が同じく改正していきまして、林野火災注意報、またさらに警戒する林野火災警報の発令があった場合には、愛の鐘を用いて、また消防車両によって、注意喚起を促すということになっております。

あと、注意報の段階では、組合のホームページで、発令状況は今どうなっているかとかを調べられるようになっていきまして、特に必要な関係機関への対応ということで、消防団、屋外レジャー施設、キャンプ場、その他たき火を含む火を使用されると思われるところに対しての注意喚起を行うこととなっております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第15号陸別町火入れに関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第16号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

○議長（久保広幸君） 日程第16 議案第16号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第16号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてですが、令和7年4月21日付、国土交通省管理・国土保全局水道事業課長第29号通知により、災害その他非常の場合における給水装置等の復旧に対応するため、当町の指定給水装置工事事業者の対応を他の市町村長が指定する指定給水装置工事事

業者が実施可能にすることにより、早期の復旧が円滑に進むように所要の改正をするものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（久保広幸君） 山崎建設課長。

○建設課長（山崎 誠君） それでは、議案第16号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

このたびの条例改正につきましては、提案の理由にも記載のとおり、災害その他非常の場合における給水装置工事について、他の市町村の指定を受けた工事事業者などによる対応を可能とするため、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

町内における給水装置工事については、指定する工事事業者、または工事店により工事を行わなければなりません。しかしながら、令和6年1月に発生した能登半島地震では、個人宅内の給配水に係る配管の破損が多数発生したことに加え、指定工事事業者自身の被災や工事需用の集中等により指定工事事業者の確保が困難な状況となり、結果的に宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化しました。

こうした事態を踏まえ、災害その他非常の場合にあつて、給水装置工事に係る指定工事事業者の確保が困難と判断されるときは、他の市町村・町が指定した指定工事事業者による工事の実施を可能にすることにより、宅内配管の早期復旧に対応する事業者を確保し、復旧の円滑な実施が図られるようにするもので、国からの通知を参考に関係条例を整備しようとするものであります。

お手元の議案説明書資料ナンバー8を御覧ください。

新旧対照表を使って説明いたします。右側が現行で、左側に改正案が記載されております。

今回の改正につきましては、下線部分、第5条第1項に、次のただし書きを加えるものでございます。読み上げます。

「ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長が同項の指定した者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。」を加えるものでございます。

それでは、議案集6ページにお戻りいただき、条例の一部改正の内容につきましては、ただいま説明したとおりでありますので、条文の朗読は省略させていただきます。

附則を読み上げます。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第16号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第17号陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例

○議長（久保広幸君） 日程第17 議案第17号陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第17号陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例についてですが、令和6年1月4日公布政令第2号「下水道法施行令」における下水道放流水の水質基準改正及び令和7年4月22日付国土交通省管理・国土保全局上下水道企画課長通知第6号により、下水道法第25条に基づき制定する町条例等に係る技術的助言である「標準下水道条例について」が改正されたことに伴い、災害その他非常の場合における当町の指定業者の対応を他の市町村長の指定する工事店が工事可能にすることにより、早期の復旧が円滑に進むよう所要の改正をするものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（久保広幸君） 山崎建設課長。

○建設課長（山崎 誠君） それでは、議案第17号陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

議案集7ページを御覧ください。

本改正につきましては、提案理由のとおり、下水道法施行令における下水道放流水の水質基準改正及び下水道法第25条に基づき制定する町条例等に係る技術的助言である標準下水道条例の改正により、所要の改正をするものであります。

改正に至った経緯につきましては、先ほど議案第16号にて説明のとおり、災害時の復

旧を迅速化することと工事事業者不足による遅延防止を目的としております。

議案説明書資料ナンバー9を御覧ください。

新旧対照表を使って説明いたします。右側が現行で、左側が改正案となります。

今回の改正につきましては、第10条、排水設備等の工事の実施、第14条、除害施設の設置等の2条についての改正となります。

改正部分につきましては、下線部分、第10条に次のただし書きを加えるものでございます。読み上げます。

「ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に排水設備等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。」を加えるものでございます。

また、下水道法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、公共下水道の放流水に関する排水基準の項目が変更され、第14条第1項第10号中、下線部分、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めるものでございます。

それでは、議案集7ページにお戻りください。

条例の一部改正の内容につきましては、ただいま説明したとおりでありますので、附則を読み上げます。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上、議案第17号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） ただいま、このことについて説明を聞いたのですけれども、ちょっと腑に落ちないところがあるというのは、陸別の業者でないと陸別のものは触れないというのが今までだったと。しかし、他町村の業者を請負できるという文言の改正というふうに理解していいのですか。

それであれば、各自治体の町村長というか下水道業者の取引の中で、契約というものはしなくてもいいのかなという気がして、例えば陸別も足寄からも応援を頼むというか、してくれというときに、陸別の町長は陸別の業者間の取り継ぎをするのか、直接足寄なら足寄から陸別の業者に委託されるのか、その辺の流れというか、ルール上はどういうふうになるのか説明を願いたいと思うのですけれども。

○議長（久保広幸君） 山崎建設課長。

○建設課長（山崎 誠君） まず、陸別町へ登録されている指定業者は、下水道で言えば全体で12社あります。その中で町内業者は5社になっておりますので、有事の際に応援に駆けつけてもらえるという感じになるのですけれども……。

以上です。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時12分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山崎建設課長。

○建設課長（山崎 誠君） まず、陸別町に排水設備工事として登録されている業者は12社ございます。そのうち町内の登録が5社ございます。そのほかというのは、本別、北見、足寄、豊頃などです。

今回の改正によるものとしては、有事の際に何かあった場合に、ほかの市町村長が登録している業者が応援に入れるという意味合いです。この指定業者登録というのは、各市町村において、その都度登録をしてもらうものでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今、課長が説明した点は、私も理解しますよ。

ただ、行政間の連携というのか、例えば消防事務組合とかで十勝一円といたら、みんな、例えば陸別で火事があったら、手に負えないから足寄から来るとかそういうのは十勝一円でやれるわけですね。

ですけれども、こういう業者間の、町長が知らないで、結局陸別の場合応援を頼まれたとき、災害ですから陸別もあったと。そうしたら、もう足寄に行ってしまうからとか、その辺についての連携というのか、そういうものの話をきちんとしていないと、後で綱引きするとかしないとか、結構行政というのはセクト的なところがあるので、その辺の申合せというか協定というのか、そういうのを結んでないと、いざというときには間に合わないような気がしたので、私、質問をしています。

今後、そういうことがないようになればいいけれども、災害ですから、陸別も足寄も本別もあるとなったら、遠いところから、その町村の業者はそこのものもやらなければならないといたら、もう足寄よりも陸別に行ってしまうからできないという形になると、言い方は悪いけれども、後でいろいろなもめごとになるのではないかなと思って質問したわけなのですけれども、やはりそういう整備は必要だということで、あえて申し上げて質問を終わりたいと思うのですけれども。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時19分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山崎建設課長。

○建設課長（山崎 誠君） 支障のないように対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 本町町長。

○町長（本田 学君） いろいろなケースがあると思うのですけれども、基本は、町長が指定したという業者ですよね。そこで、よく今、雪の問題だとか、それでいろいろな応援に行ったりというところで、広域で、そこだけで賄えないときにどうしましょうかという、簡単に言うとそういう話なのですけれども、きちんと首長同士というか、町村会もありますし、他町もそういうことが起きることもあると思うので、議員おっしゃるとおり、連携を今からきちんと図って、今後そういう災害の対応をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第17号陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第18 議案第18号陸別町乳児等通園支援事業の設備及び
運営の基準に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（久保広幸君） 日程第18 議案第18号陸別町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第18号陸別町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてですが、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正をします。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、議案第18号について御説明申し上げます。

まず、この条例につきましては、内閣府令で定められる当該事業の設備及び運営に関する基準に従いまして、あるいは参酌して施設設備基準や人員配置基準を市町村が定めるものであります。今般、本条例の基になります基準が一部改められましたことから、同様の内容で改正をしようとするものでございます。

今回の改正の内容につきましては、文言の整理が主となりますが、内容について新旧対照表を用いて説明させていただきたいと存じますので、議案説明書資料ナンバー10-1をお開きください。

本表の右側が現行条例、左側が改正しようとする内容であります。改正部分には太字、下線引きとしておりますので、御参照いただきたいと思います。

まず、第9条の見出しであります、「事業者」を「事業所」に文言整理しようとするものでございます。同様の改正が以降の条にも出てきますけれども、その際の説明につきましては省略させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

同じく9条見出し、「条件」を「要件」に改めようとするものでございます。

10-1の中段になります。13条の見出しであります、こちらにつきましては「禁止」を「禁止」に改めようとするものでございます。

同表の下段になりますが、第16条第6号につきましては、単に利用定員とする文言整理となります。

同じく第7号につきましては、「開始、終了」を「開始及び終了」に、「及び利用」につきましては「その他の利用」に改めようとするものでございます。

それでは、資料ナンバー10-2にお進みください。

第20条第3項の改正であります。

中段に子ども・子育て支援法等の条文が追加となっているものでございます。これにつきましては、第3項の冒頭、余裕活用型乳児等通園支援事業を実施する事業所に該当するものでありますけれども、余裕活用型を利用して実施する場合には、既存の給付費の支給に係る施設として確認された際、それを利用定員とする根拠を明確にしたものでございます。

下段の第22条でございます。

こちらにつきましては、引用している条の内容につきまして、重複する部分がありますので、こちらを単に「北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。」という文言に整理しようとするものでございます。

続きまして、資料ナンバー10-3をお開きください。

こちらにつきましては、第22条の2に、1条を追加しようとするものでございます。条文を引用している法律の内容について御説明申し上げますが、まず、子ども・子育て支援法第30条第1項第4号につきましては、諸条件に恵まれない山間地、離島などの地域であって、保育の確保が著しく困難な地域が、第1項第4号で規定されているものでございます。

このような保育の確保が著しく困難な地域については、追加条文の最後のほう「前2条の規定は適用しない」ということで、前2条につきましては、第21条に施設設備基準、第22条に人員配置基準の条文が掲載されているものでございます。

したがって、山間離島などの保育の困難が著しく困難な地域につきましては、施設設備基準、人員配置基準につきましては、適用せず、事業を実施することができる旨の規定を追加しようとするものでございます。

続きまして、第26条でございます。

現行の下線を引いた部分につきましては、準用する場合に読み替える規定を設けているものでございますけれども、今般、読替規定については、削除するものでございます。

続いて、第27条になりますが、こちらにつきましては、乳児等通園支援事業者の職員に関して「乳児等通園支援事業所の」職員であるということにより明確に規定しようとするものでございまして、文言を追加しようとするものでございます。

改正内容につきましては以上でございますが、議案書の8ページに戻りください。

ただいま新旧対照表を用いて説明させていただきましたので、本文の朗読につきましては割愛させていただきます。

附則であります。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上、議案第18号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第18号陸別町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第19号陸別町特定乳児等通園支援事業の運営

に関する基準を定める条例

○議長（久保広幸君） 日程第19 議案第19号陸別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第19号陸別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてですが、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が定められたことに伴い、所要の制定を行うものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、議案第19号について御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律によりまして、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度として「こども誰でも通園制度」が創設され、令和7年から制度化、令和8年度からは給付化されます。

児童福祉法においては、こども誰でも通園制度が、乳児等通園支援事業と規定されているものでございます。

今回、制定しようとするこの条例につきましては、令和8年度から給付化されることに伴いまして、当該事業を行おうとする事業者が国の給付を受けるために、子ども・子育て支援法に基づく市町村の確認を受ける必要があります。その確認に必要な運営に関する基準を定めようとするものでございます。

参考までの情報でありますけれども、先ほど議決いただきました議案第18号につきましては、事業を実施するに当たっての施設設備や人員配置などを規定する市町村の認可に関する基準を定めているものでありまして、今般制定しようとする条例につきましては、事業者が国の給付を受けるために市町村の確認を受けるという性格を持った条例となりますので、第18条とは若干性格を異にするものとなります。

この条例を制定するに当たりましては、市町村は運営に関する基準を内閣府令で定める基準に従い、または参酌して条例で定めなければならないとされておりまして、今般内閣府令が公布され、その運営基準、確認基準が定められましたことから、今回制定しようとするものでございます。

以降、条文の朗読は割愛させていただきます。要点のみ説明させていただきますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。存じます。

まず、第1章、総則であります。

一般的な事項を定めているものでございます。

良質かつ適切な環境が等しく確保されることを目指すことや、他の子ども・子育て支援を行う者や福祉サービス等を提供する者との連携、人権擁護、虐待等の防止のための職員研修について努力規定を設けているものでございます。第1章でございます。

続いて、議案書10ページになります。

第2章、特定乳児等通園支援事業者の運営の基準であります。

こちらにつきましては、運営等に関する詳細事項を定めるものでございます。

第1節では、利用定員に関することを定めているものであります。

続いて第2節、運営に関する基準であります。

まず、第4条では、利用の申込みがあった場合、初回利用の前にあらかじめ子ども・保護者の心身の状況や療育環境などを把握するための面談を必ず行わなければならないとしておりまして、あわせて、運営規程などの重要事項を説明し、同意を得なければならないと規定しております。

第7条、第8条では、利用しようとする子どもが市町村の認定を受けているか否かを確認すること。認定を受けていないことが明らかになったときは、認定申請を促すなど、必要な援助を行うよう規定をしております。

議案書は11ページに移っております。

第9条では、利用中においても子ども・保護者の心身の状況や療育環境、他の通園支援事業の利用状況の把握に努めるよう規定をしております。

続いて、第10条では、通園支援事業の終了後に保育所など、次のステップへ円滑に接続できるよう、他施設との連携について規定をしております。

続いて、第11条につきましては、記録に関する事項を定めております。

第12条となりますが、国の給付費につきましては、保護者が支給を受けることを前提としつつも、事業者が法定代理受領することを基本に制度設計されておりますことから、第12条では、法定代理を受けない場合の取扱いについて規定をしているほか、日用品の購入や行事への参加費用など、通常必要とされる便宜に要する費用について保護者の同意を得た上で支払いを受けることができる規定を設けております。

続いて、議案書12ページであります。

第13条であります。事業者が法定代理受領した場合としなかった場合の保護者への通知等について規定をしております。

第14条につきましては、通園支援事業で提供されるべき内容を規定したものでありまして、英会話や水泳等のような習い事に類する内容・形態のものを提供するなど、早期教育の場とするのは適切ではないということから、保育所における保育の内容に準じて適切な遊びの場、生活の場を与えるほか、保護者の援助を行うよう規定をしております。

続いて、第15条では、事業者の自己評価と改善に関すること。

13ページの第16条では、利用者の相談・援助に関すること。

第17条では、緊急時の措置に関すること。

第18条では、不正受給が発覚した場合の町への通知について、規定をしているものがございます。

続いて、第19条では、運営規程等の重要事項を定めること。

第20条では、適切な通園支援が提供できるよう、職員の体制を定めるとともに、資質の向上を図ること。

議案書14ページであります。第21条では、利用定員を遵守することを規定しております。

続いて、第22条であります。

第19条から第21条までに規定する重要事項等について、事業所の見やすい場所に掲示するほか、インターネットのホームページ機能を活用するなどして、公衆の閲覧に供する必要がある旨を規定しております。

続いて、第23条では、子どもを平等に扱うこと。

第24条では、暴行・暴言、わいせつ行為、ネグレクトなど、子どもの心身に有害な影響を及ぼす行為を行ってはならないことを規定しております。

続いて、第25条では、職員であった者を含めまして、秘密保持に努めなければならないことを規定するとともに、子どもの情報を他者に提供する必要があるときは、あらかじめ保護者の同意を得なければならない旨を規定しております。

続いて、第26条では、広報や広告に関する事項を規定しております。

続いて、議案書15ページ、第27条では、利害関係者に対する金品その他財産の供与・收受をしてはならない旨を規定しております。

続いて、第28条では、家族等から寄せられた苦情について迅速かつ適切に対応するため、窓口を設置し、記録を残すこと。苦情に対する町の文書提示や質問、立入検査などに協力するよう努めること。町の求めや指導・助言を受けた場合に改善内容について報告するなどの規定を設けております。

続いて、第29条では、地域との連携協力に関すること。

議案書16ページ、第30条では、事故の発生、再発を未然に防止する措置、発生した場合の対応に関する事項のほか、損害賠償について規定をしております。

第31条では会計の区分に關しまして、第32条では記録の整備について規定をしているものがございます。

続いて、議案書16ページの下段であります。

第3章、雑則です。

第33条では、記録、作成、保存等をする書面等について、磁氣的記録によって行うことができる旨を規定しております。また、書面の交付・提供に関して、パソコンやイン

ターネット網を活用した電子情報処理組織やU S Bメモリーなどの記録媒体の活用も可能とし、それらの運用方法について規定しているほか、書面で行う場合の読替規定を設けているものでございます。

18ページ、第34条につきましては、委任に関する事項を定めるものでございます。附則であります。

この条例は、令和8年4月1日から施行するであります。

以上、簡単ではございますが、議案第19号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは、事業の運営方法についてお伺いいたします。

この事業については、今ある本町の保育所で行うのか、それとも事業所に委託する形で行うのか、まずお聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） ただいまの乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を陸別はどこで実施するのかという御質問でありますけれども、現時点で、陸別保育所の定員の余裕枠を活用した余裕活用型というスタイルで実施することで今準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） この制度について、国の条例では、原則として1人1か月10時間程度とされていますが、自治体によっては独自に上乘せしている場合がありますけれども、本町はどのように運用を考えているのか、もう一度お聞きします。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） 実際の運用は、国の基本といたしまして、お子様1人当たり月10時間までという利用制限が設けられております。

取りあえず、今回事業をスタートするに当たっては、基本的には国の考え方に準じて、当町においてもお子様1人当たり一月10時間までという制限を設けさせていただいて運用しようと考えているところでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 今、社会福祉協議会では、一時預かりというのも行っていますが、廃止しないで、これも並行して行うのか、それもお聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） 今、子育て支援センター機能と一時預かりの部分について、社会福祉協議会に委託させていただいております。

社協に委託している一時預かり事業に関しましては、保護者の都合がつかないときに一時的にお子さんを預かっていただくというような趣旨で運営しているものでございます。

その一方、こども誰でも通園制度に関しましては、子どもの社会性を養うということで、親の都合というよりは子どもの教育に主眼を置いた制度となっておりますので、現在、社協にお願いしている一時預かり事業とは全く性質が異なる、見た感じは子どもを預けてというので似てはいるのですが、そもそもの制度の趣旨が違うものですから、社協にお願いしている一時預かり事業につきましても、継続して事業実施することで準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第19号陸別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第20号陸別町行政手続条例の一部を改正する 条例

○議長（久保広幸君） 日程第20 議案第20号陸別町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第20号陸別町行政手続条例の一部を改正する条例についてですが、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） それでは、議案第20号陸別町行政手続条例の一部を改正す
る条例について説明申し上げます。

議案集は19ページ、議案説明書は資料ナンバー11-1から11-2になります。

ただいま、町長から提案理由の説明があったとおり、関係法令の改正により、陸別町行
政手続条例の一部を改正するものでございます。

この改正の内容は、不利益処分等の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合におけ
る公示の方法によって行う通知、いわゆる公示送達と言われるものについて、不特定多数
の者が閲覧できる状態に置く措置、具体的にはインターネットを通じて閲覧できる状態に
する手法を可としようとするものであります。

資料を用いて御説明申し上げます。

資料ナンバー11-1を御覧ください。新旧対照表になります。

表の右側が現行で、左側が改正案です。下線部分が改正となる箇所となります。

改正は、第15条第3項を変更し、さらに第4項を設けることで、ただいま説明いたし
ました公示送達の方法について、従来の掲示場への書面（紙）での掲示のほか、インター
ネットによる閲覧と、それから事務所に設置した電子計算機によって閲覧できる状態にす
る措置、これらを追加するものであります。いずれの措置も開始から2週間を経過したと
きに到達したものとみなす部分は、改正前と同様となります。

また、第15条第4項が追加されたことに伴いまして、引用元が変更となる部分につい
ての改正と文言の整理をしようとするものであります。

改正箇所は第16条、資料ページが11-2です。

第22条第3項及び第29条になります。

いずれも下線、太字になっている部分ですが、引用部分について変更とさせていただい
ております。

それでは、議案集19ページに戻ります。

附則の部分であります。この条例の施行期日は、政令によって定められた法律の施行
期日と同様に、令和8年5月21日としております。また、附則第2項で、施行期日前の
通知については、なお従前の例による経過措置を設けております。

改正内容は、ただいま説明したとおりでございますので、条文及び附則の朗読は省略さ
せていただきます。

大変雑駁ではございますが、以上で議案第20号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたしま
す。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。
これから、議案第20号陸別町行政手続条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長(久保広幸君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
本日は、これにて散会します。

散会 午後 3時51分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員